

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第1章 総則 第1節 目的 (略) <u>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。</u>  <u>※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）</u> <u>2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。</u>	第1章 総則 第1節 目的 (略) <u>(新設)</u>	1-1 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新			旧			備考欄
第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)			第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)			1-6 道の機構改正 に伴う修正
3 北海道			3 北海道			
機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
北海道 十勝総合 振興局	<u>地 域 創生部 危 機 対策室</u>	1 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する こと。 2 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の 備蓄等その他災害予防措置に関する こと。 3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から 得られた教訓を伝承する活動の支援に関する こと。 4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関す ること。 5 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関 する事務又は業務の実施を助け総合調整に関する こと。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する こと。	北海道 十勝総合 振興局	地 域 政策課	1 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する こと。 2 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の 備蓄等その他災害予防措置に関する こと。 3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から 得られた教訓を伝承する活動の支援に関する こと。 4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関す ること。 5 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関 する事務又は業務の実施を助け総合調整に関する こと。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する こと。	
(略)			(略)			
7 広尾町教育委員会			7 広尾町教育委員会			1-8 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正
事 務 又 は 業 務 の 大 綱			事 務 又 は 業 務 の 大 綱			
1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに 応急教育の指導を行う こと。 2 文教施設の被害調査及び報告に関する こと。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関 する こと。 <u>4 公立学校における防災教育に関する こと</u>			1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに 応急教育の指導を行う こと。 2 文教施設の被害調査及び報告に関する こと。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関 する こと。			

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
8 指定公共機関		8 指定公共機関		1-8 北海道電力支社・支店名変更に伴う修正
機関名	事務又は業務の大綱	機関名	事務又は業務の大綱	
(略)		(略)		
北海道電力株式会社 <u>道東統括支社</u>	1 電力供給施設の防災対策に関すること。 2 災害時における電力の円滑なる供給に関すること。	北海道電力株式会社 帯広支店	1 電力供給施設の防災対策に関すること。 2 災害時における電力の円滑なる供給に関すること。	
北海道電力ネットワーク株式会社 <u>道東統括支店</u>	3 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。	北海道電力ネットワーク株式会社 帯広支店	3 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。	

新

第2章 広尾町の地勢と災害の概要

1 自然条件

(略)

資料

気象統計表

年 別	気 温 (℃)			最大瞬間風速 (m/s)			最大風速 (m/s)			降水量 (mm/年)	天気日数				最大日降水量 (mm)
	平均	最高	最低	風速	風向	起日	風速	風向	起日		不照	降雨	雪	霧	
(略)															
3	8.3	34.3	-17.0	37.9	W	2月16日	19.8	W	2月16日	2,214.0	67	124	87	52	123.0
4	8.4	32.0	-14.0	31.7	W	4月27日	19.8	W	4月27日	1,843.5	57	127	79	51	109.5

2 災害の概況

(略)

旧

第2章 広尾町の地勢と災害の概要

1 自然条件

(略)

資料

気象統計表

年 別	気 温 (℃)			最大瞬間風速 (m/s)			最大風速 (m/s)			降水量 (mm/年)	天気日数				最大日降水量 (mm)
	平均	最高	最低	風速	風向	起日	風速	風向	起日		不照	降雨	雪	霧	
(略)															
(新設)															

2 災害の概要

(略)

備考欄

2-3
時点修正

2-3
文言の修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧	備考欄
第3章 防災組織		第3章 防災組織	
第1節 防災会議		第1節 防災会議	
1 組織		1 組織	
会長 (広尾町長)	(指定地方行政機関)	釧路開発建設部 釧路港湾事務所長 帯広開発建設部次長（河川・道路担当） 帯広開発建設部 広尾道路事務所長 広尾海上保安署長 十勝西部森林管理署 広尾森林事務所地域統括森林官 帯広測候所 所長	3-2 防災会議委員 組織名変更 （十勝総合振興局、北海道電力NW（株））
	(北海道十勝総合振興局)	帯広建設管理部 大樹出張所長 保健環境部 広尾地域保健支所長	
	(北海道警察)	地域創生部 <u>危機対策室</u> 主幹 広尾警察署 所長	
	(広尾町)	副町長	
	(広尾町教育委員会)	企画課 課長 教育 長	
	(消防)	とちち広域消防事務組合 局長 とちち広域消防事務組合 広尾消防署長 広尾町消防団 団長	
	(指定公共機関)	日本郵便(株) 広尾郵便局長 東日本電信電話(株) 北海道事業部 北海道東支店長 日本通運(株) 十勝港支店長 北海道電力ネットワーク(株) <u>道東統括支店</u> 大樹ネットワークセンター 所長	
	(公共の団体等)	広尾町商工会 会長 広尾漁業協同組合 組合長 広尾町農業協同組合 組合長 広尾建設業協会 会長 広尾町社会福祉協議会 会長	
	(自主防災組織・学識経験者)	町内自主防災会 会長	
	(自衛隊)	陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊第2中隊長	
	(略)	(略)	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
第2節 災害対策本部				第2節 災害対策本部				
5 配備体制				5 配備体制				
(略)				(略)				
非常配備に関する基準				非常配備に関する基準				
区分	種別	配備時期	配備内容	区分	種別	配備時期	配備内容	
(略)				(略)				
本部の設置後	第2種非常配備体制	1 警戒レベル4相当の防災気象情報が発表されたとき。	関係各部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を施し、状況により第3種配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。 また、第一次避難所の各管理責任者は、災害対策本部で開設を決定した避難所の開設を速やかに行う。	本部の設置後	第2種非常配備体制	1 警戒レベル4相当の防災気象情報が発表されたとき。	関係各部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を施し、状況により第3種配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。 また、第一次避難所の各管理責任者は、災害対策本部で開設を決定した避難所の開設を速やかに行う。	
		・土砂災害警戒情報				・土砂災害警戒情報		
		・高潮特別警報、高潮警報				・高潮特別警報、高潮警報		
		・土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布が「 <u>危険（紫）</u> 」以上となったとき（気象庁HPを参照）				・土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」以上となったとき（気象庁HPを参照）		
		2 災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。				2 災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。		
		3 震度5弱の地震が発生したとき。				3 震度5弱の地震が発生したとき。		
4 北海道太平洋沿岸中部に津波警報が発表されたとき。	4 北海道太平洋沿岸中部に津波警報が発表されたとき。							
5 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	5 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。							

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
第3節 気象業務に関する計画		第3節 気象業務に関する計画		3-13 3-14 3-16 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正
2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災 気象通報		2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災 気象通報		
(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達		(1)気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達		
ア 種類及び発表基準		ア 種類及び発表基準		
(ア) <u>気象等に関する</u> 特別警報		(ア) 特別警報		
種類	概要	種類	概要	
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表され る。 (略)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。 (略)	
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表され る。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。	
高潮特別警報	台風や低気圧による海面の上昇が特に異常である ため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と 予想された</u> ときに発表される。 (略)	高潮特別警報	台風や低気圧による海面の上昇が特に異常である ため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと きに発表される。 (略)	
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表され る。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。	
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表され る。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。 (略)	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 (略)	
※ <u>土砂崩れ</u> の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。 <u>。</u>		※ <u>地面現象</u> の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される		
(イ) 気象等に関する警報・注意報		(イ) 気象等に関する警報・注意報		
a 気象警報（警報発表基準は、(カ)参照）		a 気象警報（警報発表基準は、(カ)参照）		
大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
(略)		(略)		
(オ) 洪水 <u>警報及び注意報</u>		(オ) 洪水 <u>注意報及び警報</u>		
洪水警報	(略) <u>高齢者等は危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	(略) 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
※ <u>土砂崩れ</u> 及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。		※ <u>地面現象</u> 及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。		

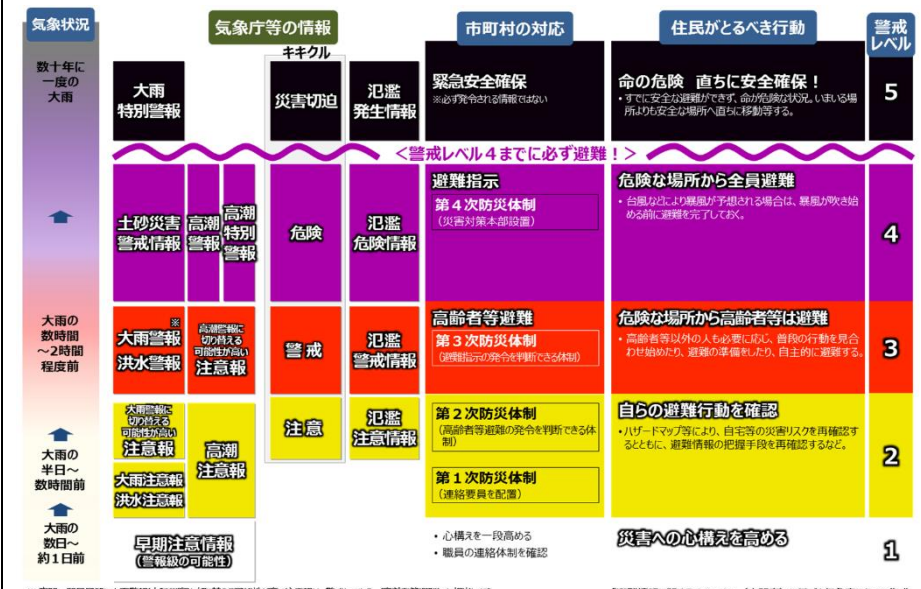
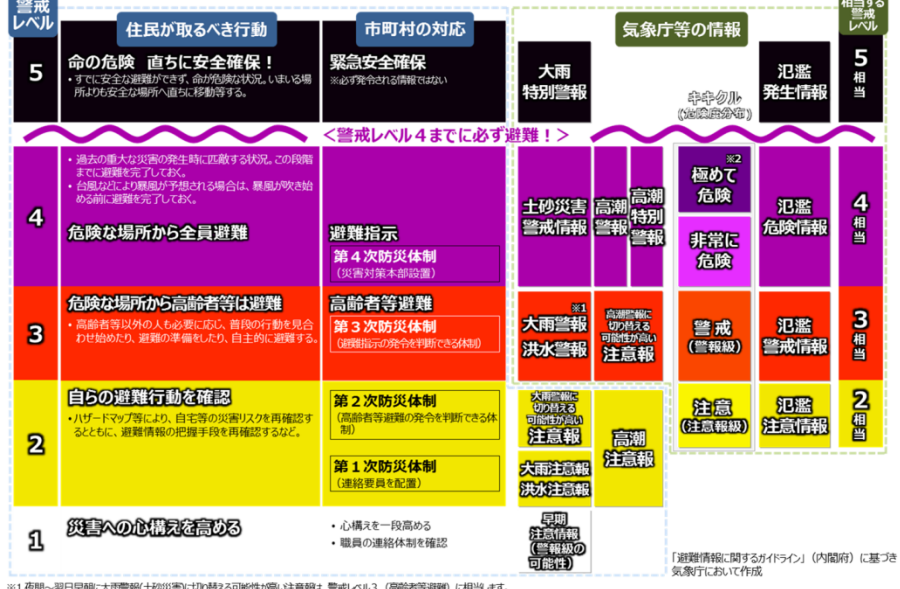
広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
(カ)警報基準（数値はいずれも予想値）（令和5年6月8日現在）				(カ)警報基準（数値はいずれも予想値）（令和2年8月6日現在）				3-17 釧路地方気象 台の警報・注 意報基準値変 更に伴う修正
気 象 官 署		帯広測候所		気 象 官 署		帯広測候所		
地 域 細 分		広尾町		地 域 細 分		広尾町		
暴風（平均風速）		陸上20m/s 海上25m/s以上		暴風（平均風速）		陸上20m/s 海上25m/s以上		
暴 風 雪 （ 平 均 風 速 ）		陸上18m/s 海上25m/s以上 雪による視程障害を伴う		暴 風 雪 （ 平 均 風 速 ）		陸上18m/s 海上25m/s以上 雪による視程障害を伴う		
波浪（有義波高）		6.0m		波浪（有義波高）		6.0m		
高 潮 （ 潮 位 ）		1.4m		高 潮 （ 潮 位 ）		1.4m		
大 雨	（浸水害）	表 面 雨 量 指 数 基 準	18	大 雨	（浸水害）	表 面 雨 量 指 数 基 準	18	
	（土砂災害）	土 壌 雨 量 指 数 基 準	153		（土砂災害）	土 壌 雨 量 指 数 基 準	148	
洪 水	流 域 雨 量 指 数 基 準		豊似川流域＝32.6 野塚川流域＝17.9 楽古川流域＝27.9 オビツマナイ川流域＝8.3 西広尾川流域＝16.2 美幌川流域＝15.7 音調津川流域＝19.6	洪 水	流 域 雨 量 指 数 基 準		豊似川流域＝32.6 野塚川流域＝17.9 楽古川流域＝26.5 オビツマナイ川流域＝8.5 西広尾川流域＝16.2 美幌川流域＝15.7 音調津川流域＝19.6	
大 雪		50cm以上 ※現地の12時間降雪の深さ		大 雪		50cm以上 ※現地の12時間降雪の深さ		
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報			1時間雨量＝90mm	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報			1時間雨量＝90mm	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
(※)注意報基準（数値はいずれも予想値）（令和5年6月8日現在）				(※)注意報基準（数値はいずれも予想値）（令和2年8月6日現在）				3-18 釧路地方気象 台の警報・注 意報基準値変 更に伴う修正
気 象 官 署		帯広測候所		気 象 官 署		帯広測候所		
地 域 細 分		広尾町		地 域 細 分		広尾町		
風雪（平均風速）		陸上 10m/s	海上15m/s	風雪（平均風速）		陸上 10m/s	海上15m/s	
強風（平均風速）		陸上 12m/s	海上15m/s	強風（平均風速）		陸上 12m/s	海上15m/s	
波浪（有義波高）		3.0m		波浪（有義波高）		3.0m		
高 潮 （ 潮 位 ）		1.0m		高 潮 （ 潮 位 ）		1.0m		
大 雨	表面雨量指数基準	13		大 雨	表面雨量指数基準	13		
	土壌雨量指数基準	94			大 雨	土壌雨量指数基準	81	
洪 水	流域雨量指数基準	豊似川流域＝26 野塚川流域＝14.3 楽古川流域＝22.3 オピツマナイ川流域＝6.6 西広尾川流域＝12.9 美幌川流域＝12.5 音調津川流域＝15.6		洪 水		流域雨量指数基準	豊似川流域＝26 野塚川流域＝14.3 楽古川流域＝21.2 オピツマナイ川流域＝6.8 西広尾川流域＝12.9 美幌川流域＝12.5 音調津川流域＝15.6	
		複 合 基 準 音調津川流域＝（6，9.8）			(新 設)			
	大 雪		30cm以上 ※現地の12時間降雪の深さ		大 雪		30cm以上 ※現地の12時間降雪の深さ	
雷		落雷等により被害が予想される場合		雷		落雷等により被害が予想される場合		
乾 燥		最小湿度30%以下で実効湿度60%以下		乾 燥		最小湿度30%以下で実効湿度60%以下		
濃 霧 （ 視 程 ）		200m以下		濃 霧 （ 視 程 ）		200m以下		
霜（最低気温）		3℃以下		霜（最低気温）		3℃以下		
な だ れ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		な だ れ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		
低 温		4・5・10月（最低気温）平年より5℃以上低い 11月～3月（最低気温）平年より8℃以上低い 6月～9月（平均気温）平年より4℃以上低い日が2日以上継続		低 温		4・5・10月（最低気温）平年より5℃以上低い 11月～3月（最低気温）平年より8℃以上低い 6月～9月（平均気温）平年より4℃以上低い日が2日以上継続		
着 雪		気温が0℃ぐらいで強度並以上の雪が数時間以上継続		着 雪		気温が0℃ぐらいで強度並以上の雪が数時間以上継続		
着 氷 （ 船 体 ）		水温4℃以下、気温－5℃以下で風速8m/s以上		着 氷 （ 船 体 ）		水温4℃以下、気温－5℃以下で風速8m/s以上		
融 雪 （雨量、融雪量）		24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が60mm以上		融 雪 （雨量、融雪量）		24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が60mm以上		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(略) 注5 複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。 イ 防災気象情報と警戒レベル  ※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い。注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成	(略) (新設) イ 防災気象情報と警戒レベル 5段階の警戒レベルと防災気象情報  ※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い。注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。 ※2「極めて危険」「濃い紫」が出現するまでに避難を完了すべきことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警戒情報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の取組みに活用することが考えられます。	3-19 釧路地方気象台の警報・注意報基準値変更に伴う修正、キキクルの「うす紫」と「濃い紫」の「紫」への統合に伴う図表差し替え

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布） <u>等</u> キキクル <u>等</u> の種類と概要		(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）__ キキクル__の種類と概要		3-20 キキクルの 「うす紫」と 「濃い紫」の 「紫」への統 合、「黒」の 新設に伴う修 正
種類	概要	種類	概要	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
	<u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u>			3-21 北海道地域防災計画を踏まえた修正
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で表す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて10分ごとに更新している。</u>	<u>(新設)</u>		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(5) 気象情報等 (ア) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方）で発表される。大雨<u>と高潮</u>に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 （略） (ウ) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u> （略） (ウ) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に十勝地方に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。 この情報の有効期間は、発表から<u>概ね</u>1時間である。	(5) 気象情報等 (ア) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方）で発表される。大雨__に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 （略） (ウ) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の二次細分区域（広尾町）において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</u> （略） (ウ) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に十勝地方に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。 この情報の有効期間は、発表から__1時間である。	3-21 3-22 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統及び方法 (略) 気象予警報伝達系統図 気象予警報伝達系統図	3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統及び方法 (略) 気象予警報伝達系統図	3-23 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
津波警報等伝達系統図 気象庁 NHK帯広放送局 携帯電話事業者 警察庁 北海道警察本部 釧路方面本部 広尾警察署 消防庁 広尾町役場 (企画課長) NTT東日本 NTT西日本 (警報のみ) 一般住民 札幌管区気象台 北海道 (危機対策課) 十勝総合振興局 職 員 広尾漁業協同組合 十勝西部森林管理署 広尾森林事務所 広尾町農業協同組合 第一管区海上保安本部 釧路海上保安部 広尾海上保安署 北海道開発局 釧路開発建設部 帯広開発建設部 広尾道路事務所 釧路港湾事務所 港湾事業者等 広尾漁業協同組合	津波・地震予報等伝達系統図 北海道 NHK帯広放送局 テレビ・ラジオ (広報車等) 十勝総合振興局 広尾消防署 一般住民 NTT東日本又は NTT西日本 (警報のみ) 広尾町役場 (企画課長) 職 員 広尾町農業協同組合 十勝西部森林管理署 広尾森林事務所 広尾漁業協同組合 消防庁 道警釧路方面本部 広尾警察署 釧路海上保安部 広尾海上保安署 釧路開発建設部 帯広開発建設部 広尾道路事務所 釧路港湾事務所 港湾事業者等 広尾漁業協同組合 札幌管区気象台 釧路地方気象台・帯広測候所	3-24 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第4章 災害予防計画 (略) <u>また、町、道及び国は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>加えて、</u>町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 1 実施責任者 (2) 町 (略) ウ 過去に起こった<u>大規模災害</u>の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、<u>大規模災害</u>に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。<u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	第4章 災害予防計画 (略) <u>また、</u>町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 1 実施責任者 (2) 町 (略) ウ 過去に起こった<u>大災害</u>の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、<u>大災害</u>に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。	4-1 北海道地域防災計画を踏まえた修正 4-2 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
2 配慮すべき事項 (略) (4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。<u>また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。</u> 第4節 相互応援（受援）体制整備計画 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略) (3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (略) <u>(5)町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、広尾町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（広尾町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、広尾町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	2 配慮すべき事項 (略) (4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。 第4節 相互応援（受援）体制整備計画 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略) (3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、__研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (略) (新設)	4-2 北海道地域防災計画を踏まえた修正 4-11 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第6節 避難体制整備計画 1 避難誘導体制の構築 (略) (3) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める<u>とともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施する</u>よう努めるものとする。 3 避難所の確保等 (略) (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する。 ア ～ ウ (略) <u>エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。</u> (略) (4) 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。 (略) イ 特別養護老人ホーム等の施設を活用し、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定	第6節 避難体制整備計画 1 避難誘導体制の構築 (略) (3) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める__よう努めるものとする。 3 避難所の確保等 (略) (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する。 ア ～ ウ (略) <u>(新設)</u> (略) (4) 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。 (略) イ 特別養護老人ホーム等の施設を活用し、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者__等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。	4-16 北海道地域防災計画を踏まえた修正 4-18 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u> 6 町における避難計画の策定等 (略) (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 町は、住民の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること<u>等</u>の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (3) 町の避難計画 ア ～ エ (略) オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) <u>冷暖房</u>及び発電機用燃料の確保	6 町における避難計画の策定等 (略) (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 町は、住民の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、<u>警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等</u>の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (3) 町の避難計画 ア ～ エ (略) オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) <u>暖房</u>及び発電機用燃料の確保	4-20 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(オ) 負傷者に対する応急救護 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 1 安全対策 (1)町の対策 町は、企画課や保健福祉課をはじめとする関係各課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する</u>等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 (略) オ 個別避難計画の作成 企画課、保健福祉課をはじめとする関係部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>福祉部門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動支援計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努</u>	(オ) 負傷者に対する応急救護 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 1 安全対策 (1)町の対策 町は、企画課や保健福祉課をはじめとする関係各課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する__等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 (略) オ 個別避難計画の作成 企画課、保健福祉課をはじめとする関係部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</u>	4-22 北海道地域防災計画を踏まえた修正 4-23 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>めるものとする。</u> (略) カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供 町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。 <u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u> 第１１節 避難体制整備計画 １ 現況 本町の河川は、２級河川の広尾川をはじめ多くの河川があるが、このうち、特に降雨、融雪等で河川が増水、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される危険予想区域は次のとおりである。 (令和６年３月１日現在) (略)	(略) カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供 町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。 第１１節 避難体制整備計画 １ 現況 本町の河川は、２級河川の広尾川をはじめ多くの河川があるが、このうち、特に降雨、融雪等で河川が増水、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される危険予想区域は次のとおりである。 (平成30年３月１日現在) (略)	4-24 北海道地域防災計画を踏まえた修正 4-35 時点修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																		
第12節 風害予防計画 1 予防対策 国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。 (1) 北海道森林管理局、北海道 海岸線及び内陸部における風害（霧害を含む）を防ぐため、<u>防災林造成事業等</u>の治山事業を推進するものとする。 第13節 雪害予防計画 4 除雪車両配置計画 (<u>令和6年1月5日現在</u>) <table><tr><th>車 種</th><th>区 域</th><th>備 考</th></tr><tr><td>除雪ダンプ（町）</td><td>広尾市街・紋別</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪ダンプ（町）</td><td>広尾市街・東豊似</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪ダンプ（町）</td><td>広尾市街・楽古・上野塚</td><td>1台</td></tr><tr><td>グレーダー（町）</td><td>広尾市街</td><td>1台</td></tr><tr><td>タイヤショベル（町）</td><td>広尾市街</td><td>2台</td></tr><tr><td>ロータリー車（町）</td><td>広尾町内全域</td><td>1台</td></tr><tr><td>ロータリー車（町）</td><td>広尾市街（歩道）</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪専用車（委託）</td><td>広尾市街</td><td>3台</td></tr><tr><td>除雪専用車（委託）</td><td>広尾市街・山フンベ</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪専用車（委託）</td><td>新生・本野塚</td><td>1台</td></tr></table>	車 種	区 域	備 考	除雪ダンプ（町）	広尾市街・紋別	1台	除雪ダンプ（町）	広尾市街・東豊似	1台	除雪ダンプ（町）	広尾市街・楽古・上野塚	1台	グレーダー（町）	広尾市街	1台	タイヤショベル（町）	広尾市街	2台	ロータリー車（町）	広尾町内全域	1台	ロータリー車（町）	広尾市街（歩道）	1台	除雪専用車（委託）	広尾市街	3台	除雪専用車（委託）	広尾市街・山フンベ	1台	除雪専用車（委託）	新生・本野塚	1台	第12節 風害予防計画 1 予防対策 国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。 (1) 北海道森林管理局、北海道 海岸線及び内陸部における風害（霧害を含む）を防ぐため、<u>海岸防災林造成事業や防風林造成事業等</u>の治山事業を推進するものとする。 第13節 雪害予防計画 4 除雪車両配置計画 (<u>平成30年3月1日現在</u>) <table><tr><th>車 種</th><th>区 域</th><th>備 考</th></tr><tr><td>除雪ダンプ（町）</td><td>広尾市街・紋別</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪ダンプ（町）</td><td>広尾市街・東豊似</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪ダンプ（町）</td><td>広尾市街・楽古・上野塚</td><td>1台</td></tr><tr><td>グレーダー（町）</td><td>広尾市街</td><td>1台</td></tr><tr><td>タイヤショベル（町）</td><td>広尾市街</td><td>2台</td></tr><tr><td>ロータリー車（町）</td><td>広尾町内全域</td><td>1台</td></tr><tr><td>ロータリー車（町）</td><td>広尾市街（歩道）</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪専用車（委託）</td><td>広尾市街</td><td>3台</td></tr><tr><td>除雪専用車（委託）</td><td>広尾市街・山フンベ</td><td>1台</td></tr><tr><td>除雪専用車（委託）</td><td>新生・本野塚</td><td>1台</td></tr></table>	車 種	区 域	備 考	除雪ダンプ（町）	広尾市街・紋別	1台	除雪ダンプ（町）	広尾市街・東豊似	1台	除雪ダンプ（町）	広尾市街・楽古・上野塚	1台	グレーダー（町）	広尾市街	1台	タイヤショベル（町）	広尾市街	2台	ロータリー車（町）	広尾町内全域	1台	ロータリー車（町）	広尾市街（歩道）	1台	除雪専用車（委託）	広尾市街	3台	除雪専用車（委託）	広尾市街・山フンベ	1台	除雪専用車（委託）	新生・本野塚	1台	4-37 北海道地域防災計画を踏まえた修正 4-39 時点修正
車 種	区 域	備 考																																																																		
除雪ダンプ（町）	広尾市街・紋別	1台																																																																		
除雪ダンプ（町）	広尾市街・東豊似	1台																																																																		
除雪ダンプ（町）	広尾市街・楽古・上野塚	1台																																																																		
グレーダー（町）	広尾市街	1台																																																																		
タイヤショベル（町）	広尾市街	2台																																																																		
ロータリー車（町）	広尾町内全域	1台																																																																		
ロータリー車（町）	広尾市街（歩道）	1台																																																																		
除雪専用車（委託）	広尾市街	3台																																																																		
除雪専用車（委託）	広尾市街・山フンベ	1台																																																																		
除雪専用車（委託）	新生・本野塚	1台																																																																		
車 種	区 域	備 考																																																																		
除雪ダンプ（町）	広尾市街・紋別	1台																																																																		
除雪ダンプ（町）	広尾市街・東豊似	1台																																																																		
除雪ダンプ（町）	広尾市街・楽古・上野塚	1台																																																																		
グレーダー（町）	広尾市街	1台																																																																		
タイヤショベル（町）	広尾市街	2台																																																																		
ロータリー車（町）	広尾町内全域	1台																																																																		
ロータリー車（町）	広尾市街（歩道）	1台																																																																		
除雪専用車（委託）	広尾市街	3台																																																																		
除雪専用車（委託）	広尾市街・山フンベ	1台																																																																		
除雪専用車（委託）	新生・本野塚	1台																																																																		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
除雪専用車（委託）		紋別・スクールバスゾーン	1 台	除雪専用車（委託）		紋別・スクールバスゾーン	1 台	4-45 図表番号の修正
ショベル（委託）		音調津、美幌、浜フンベ	1 台	ショベル（委託）		音調津、美幌、浜フンベ	1 台	
ショベル（委託）		中広尾	1 台	ショベル（委託）		中広尾	1 台	
ショベル（委託）		広尾市街	1 2 台	ショベル（委託）		広尾市街	8 台	
ショベル（委託）		豊似市街	1 台	ショベル（委託）		豊似市街	1 台	
ショベル（委託）		野塚市街	1 台	ショベル（委託）		野塚市街	1 台	
ロータリー車（委託）		広尾市街（歩道）	2 台	ロータリー車（委託）		広尾市街（歩道）	2 台	
ブルドーザー（委託）		雪捨場	1 台	ブルドーザー（委託）		雪捨場	1 台	
計 33 台				計 29 台				
第 1 6 節 土砂災害予防計画				第 1 6 節 土砂災害予防計画				
土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。				土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。				
1 概 況				1 概 況				
(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年 5 月 8 日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、別表 1 のとおりである。				(1) 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画は、別表 1 のとおりである。				
(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画は、別表 1－1 のとおりである。				(2) 土石流危険区域及び整備計画は、別表 2 のとおりである。				
(3) 土石流危険区域及び整備計画は、別表 1－2 のとおりである。				(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年 5 月 8 日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、別表 3 のとおりである。				

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新								旧																備考欄	
別表1 土砂災害警戒区域等の指定状況 (令和3年2月1日現在)								別表1 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画 (令和3年2月1日現在)																4-46 時点修正、図 表内容の再整 理	
番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	危険区域の現況			予想される被害			法令等における指定状況					整備計画						
								地区名	場所	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要				
1	急傾斜地の崩壊	・東1条5～9丁目 ・会所前2、3丁目 ・本通5、9丁目	広尾入舟町	I-8-29-2675	平成26年 9月5日	○		1	丸山北	丸山北6丁目	280	14		町道大丸山2号道路											
2	急傾斜地の崩壊	・丸山通南4～5丁目 ・白樺通北1丁目 ・字茂寄	広尾丸山通南5丁目	I-8-25-2671	平成31年 3月29日	○	○	2	丸山南	丸山南5丁目	185	5		町道桜が丘第2号幹線道路											
3	急傾斜地の崩壊	・会所前1～3丁目 ・会所通 ・東1条5丁目	広尾二見町・海岸町	I-8-27-2673	平成31年 3月29日	○	○	3	西広尾	陣屋	265	15		道道豊似 広尾線											
4	急傾斜地の崩壊	・西3条3～4丁目 ・西4条5丁目 ・字茂寄南	広尾西4条5丁目	I-8-28-2674	平成31年 3月29日	○	○	4	上浜	会所前1・2丁目	720	94		道道十勝港線 国道336号 町道会所前道路		道	急傾斜地法	S45.3.31 S46.3.31	711 1003		○	道 (建設部)	一部 実施		
5	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄3	I-8-33-2679	平成31年 3月29日	○	○	5	西4条	西4条5丁目	200	5										道 (建設部)			
6	急傾斜地の崩壊	・字ヲナヲベツ	広尾美幌1	I-8-37-2683	平成31年 3月29日	○	○	6	入舟町	会所前3丁目 東1条	880	95		道道十勝港線 町道会所前3丁目道路		道	急傾斜地法	S46.3.31 S58.6.27	1252		○	道 (建設部)	実施済		
7	急傾斜地の崩壊	・字野塚 ・字野塚西通 ・字野塚本通	広尾野塚	II-8-37-2044	平成31年 3月29日	○	○	7	東2条	東2条10丁目	85	1	児童福祉会館	町道十勝港線道路											
8	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・紅葉通北1丁目 ・紅葉通南1丁目	広尾紅葉通北1丁目1	II-8-38-2045	平成31年 3月29日	○	○	8	茂寄1	丸山南4丁目	90	0		町道水道課横道路											
9	急傾斜地の崩壊	・西3条3丁目 ・字茂寄南	広尾西3条3丁目	II-8-41-2048	平成31年 3月29日	○	○	9	茂寄2	丸山南4丁目	80	0		町道水道課横道路											
10	急傾斜地の崩壊	・西3条2丁目 ・字茂寄南	広尾西3条2丁目	II-8-42-2049	平成31年 3月29日	○	○	10	茂寄3	茂寄	35	0	十勝神社												
11	急傾斜地の崩壊	・並木通東1丁目 ・東3条12丁目 ・会所前4丁目	広尾並木通東1丁目1	II-8-43-2050	平成31年 3月29日	○	○	11	中広尾	中広尾	85	5													
12	急傾斜地の崩壊	・東3条11丁目 ・東3条12丁目 ・会所前4丁目	広尾東3条11丁目1	II-8-44-2051	平成31年 3月29日	○	○	12	フンベ1	フンベ	210	18	フンベ会館	国道336号								道 (建設部)	一部 実施		
13	急傾斜地の崩壊	・東3条11丁目 ・東3条12丁目 ・会所前4丁目	広尾東3条11丁目1	II-8-44-2051	平成31年 3月29日	○	○	13	フンベ2	フンベ	95	6		国道336号								道 (建設部)	一部 実施		
14	急傾斜地の崩壊	・東3条11丁目 ・会所前4丁目	広尾東3条11丁目2	II-8-45-2052	平成31年 3月29日	○	○	14	美幌1	美幌	140	9		国道336号								国	一部 実施		
15	急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・西2条1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄6	II-8-48-2055	平成31年 3月29日	○	○	15	美幌2	美幌	190	16		町道美幌団地2号道路								道 (建設部)	一部 実施		
16	急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・西2条1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄8	II-8-49-2056	平成31年 3月29日	○	○	16	音調津	音調津	200	15				道	急傾斜地法	H7.4.21	686			道 (建設部)	実施済		
17	急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・会所前1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄8	II-8-49-2056	平成31年 3月29日	○	○	17	ルベシベツ	ルベシベツ	145	8		町道ルベシベツ道路											
18	急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・会所前1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄8	II-8-49-2056	平成31年 3月29日	○	○	18	野塚	野塚	45	1													
19	急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ1	II-8-53-2060	平成31年 3月29日	○	○	19	紅葉通	紅葉通北1丁目1	50	2		道道町道											

令和6年2月29日

新								旧														備考欄	
番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	危険区域の現況			予想される被害			法令等における指定状況					整備計画				
								地区名	場所	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部一部	実施機関	概要		
17	急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ2	Ⅱ-8-54-2061	平成31年 3月29日	○	○	20	紅葉通	紅葉通北1丁目	55	1		道道町道									
18	急傾斜地の崩壊	・紅葉通北1丁目 ・紅葉通南1丁目 ・字茂寄	広尾紅葉通南1丁目	Ⅲ-8-10-711	平成31年 3月29日	○	○	21	並木通	並木通西3丁目	45	2											
19	急傾斜地の崩壊	・並木通東1～2丁目 ・会所前4～5丁目	広尾並木通東1丁目2	Ⅲ-8-12-713	平成31年 3月29日	○	○	22	西3条	西3条3丁目	70	1											
20	急傾斜地の崩壊	・東2条10～11丁目 ・東3条11丁目 ・会所前4丁目	広尾東2条11丁目	Ⅲ-8-14-715	平成31年 3月29日	○	○	23	西3条	西3条2丁目	80	2											
21	急傾斜地の崩壊	・西2条1丁目 ・西3条2丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄10	Ⅲ-8-15-716	平成31年 3月29日	○	○	24	並木通	並木通東1丁目1	80	2		町道									
22	急傾斜地の崩壊	・字茂寄南 ・陣屋 ・西4条5～6丁目	広尾茂寄11	Ⅲ-8-16-717	平成31年 3月29日	○	○	25	東3条	東3条11丁目1	80	1		町道									
23	急傾斜地の崩壊	・字茂寄南 ・陣屋 ・西4条5～6丁目	広尾茂寄11	Ⅲ-8-16-717	平成31年 3月29日	○	○	26	東3条	東3条11丁目2	60	2		町道									
24	急傾斜地の崩壊	・東1条9丁目 ・東2条10丁目 ・会所前4丁目	広尾東2条10丁目	I-8-30-2676	令和2年 3月27日	○	○	27	茂寄	茂寄9	80	1											
25	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄7	I-8-34-2680	令和2年 3月27日	○	○	28	茂寄	茂寄4	110	2											
26	急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ1	I-8-35-2681	令和2年 3月27日	○	○	29	茂寄	茂寄6	20	2											
27	急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ2	I-8-36-2682	令和2年 3月27日	○	○	30	茂寄	茂寄8	20	2											
28	急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌2	I-8-38-2684	令和2年 3月27日	○	○	31	フンベ	フンベ3	75	3		国道									
29	急傾斜地の崩壊	・字音調津	広尾音調津1	I-8-39-2685	令和2年 3月27日	○	○	32	美幌	美幌3	25	3		国道									
30	急傾斜地の崩壊	・字ルベシベツ	広尾ルベシベツ	I-8-40-2686	令和2年 3月27日	○	○	33	音調津	音調津2	50	1		町道									
31	急傾斜地の崩壊	・並木通西3丁目	広尾並木通西3丁目	Ⅱ-8-40-2047	令和2年 3月27日	○	○	34	モエケシ	モエケシ1	20	1		国道									
32	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄9	Ⅱ-8-46-2053	令和2年 3月27日	○	○	35	モエケシ	モエケシ2	20	1		国道									
33	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄4	Ⅱ-8-47-2054	令和2年 3月27日	○	○	36	モエケシ	モエケシ3	25	1		国道									
								37	並木通	並木通東3丁目1	10	1											
								38	白樺通	白樺通北1丁目	140			町道									
								39	紅葉通	紅葉通南1丁目	100			町道									
								40	並木通	並木通西4丁目	110												
								41	並木通	並木通東1丁目2	250			町道									

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新								旧														備考欄	
番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況				整備計画			
								地区名	場所	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部一部	実施機関	概要		
34	急傾斜地の崩壊	・字チェシウス	広尾フンベ3	Ⅱ-8-50-2057	令和2年3月27日	○	○	42	並木通	並木通東3丁目2	425												
35	急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌3	Ⅱ-8-51-2058	令和2年3月27日	○	○	43	東2条	東2条11丁目	100			町道									
36	急傾斜地の崩壊	・字音調津 ・字ヲシラベツ ・字ヲリコマナイ	広尾音調津2	Ⅱ-8-52-2059	令和2年3月27日	○	○	44	茂寄	茂寄10	200												
37	急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ3	Ⅱ-8-55-2062	令和2年3月27日	○	○	45	茂寄	茂寄11	260												
38	急傾斜地の崩壊	・並木通東2～3丁目 ・会所前4～5丁目	広尾並木通東3丁目1	Ⅱ-8-88-2411	令和2年3月27日	○	○	46	茂寄	茂寄12	200												
39	急傾斜地の崩壊	・並木通西4丁目	広尾並木通西4丁目	Ⅲ-8-11-712	令和2年3月27日	○	○	47	茂寄	茂寄13	220												
40	急傾斜地の崩壊	・並木通東3～4丁目 ・会所前5～6丁目	広尾並木通東3丁目2	Ⅲ-8-13-714	令和2年3月27日	○	○	48	茂寄	茂寄14	100												
41	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄12	Ⅲ-8-17-718	令和2年3月27日	○	○	49	茂寄	茂寄5	185												
42	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄13	Ⅲ-8-18-719	令和2年3月27日	○	○	50	茂寄	茂寄南1	240			町道									
43	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄14	Ⅲ-8-19-720	令和2年3月27日	○	○	51	茂寄	茂寄南2	130			町道									
44	急傾斜地の崩壊	・紅葉通南1丁目 ・字茂寄	広尾茂寄5	Ⅲ-8-20-721	令和2年3月27日	○	○	52	茂寄	茂寄南3	100												
45	急傾斜地の崩壊	・白樺通南3～4丁目 ・字茂寄	広尾茂寄南1	Ⅲ-8-21-722	令和2年3月27日	○	○																
46	急傾斜地の崩壊	・茂寄南3線	広尾茂寄南3	Ⅲ-8-23-724	令和2年3月27日	○	○																
47	急傾斜地の崩壊	・字広尾 ・丸山通北6～7丁目	広尾丸山通北6丁目	I-8-24-2670	令和3年1月22日	○	○																
48	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・丸山通南4丁目	広尾茂寄1	I-8-31-2677	令和3年1月22日	○	○																
49	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・丸山通南3～4丁目	広尾茂寄2	I-8-32-2678	令和3年1月22日	○	○																
50	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・白樺通南1丁目 ・紅葉通北1丁目	広尾白樺通北1丁目	Ⅲ-8-9-710	令和3年1月22日	○	○																
51	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄南2	Ⅲ-8-22-723	令和3年1月22日	○	○																

別表2 土石流危険区域及び整備計画 (令和3年2月1日現在)														
番号	危険区域の現況					予想される被害				整備計画				
	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況 溪流長(km)面積(ha)	砂防指定地 指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	広尾町	モエケシ1	モエケシ1	モエケシ1	モエケシ1	Ⅱ83-0010	0.50.23		3					
2	広尾町	オナオベツ2	オナオベツ2	オナオベツ2	オナオベツ2	I83-0020	0.40.34		5		国道0.1km		道(建設部)	一部実施
3	広尾町	楽古2	楽古2	楽古2	楽古2	Ⅱ83-0030	0.30.07		2				道(建設部)	一部実施
4	広尾町	上豊似	豊似川	パンケン沢川	アイアン沢川	I83-0040	0.30.05		0				道(建設部)	一部実施
5	広尾町	紅葉通南	広尾川	西広尾川	牧場一の沢川	準83-1	5200.12		0					
6	広尾町	紅葉通南	広尾川	西広尾川	牧場二の沢川	準83-2	4100.1		0					

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新										旧										備考欄					
新												旧												備考欄	
番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	番号	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流長さ (km)	面積 (ha)	砂防指定地 指定番号・ 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他	実施 機関	概要		
52	土石流	・字ヲリコマナイ	ヲナヨベツ2の沢川	I-83-0020	平成31年 3月29日	○		7	広尾町	錦通南	楽古川	オビツマナイ川	錦一の沢川	準83-3	370	0.02		0							
53	土石流	・字野塚13線 ・字野塚	楽古二の沢川	I-83-0030	平成31年 3月29日	○		8	広尾町	錦通南	楽古川	オビツマナイ川	錦二の沢川	準83-4	370	0.07		0							
54	土石流	・錦通南4丁目 ・字広尾	錦一の沢川	Ⅲ-83-003	令和2年 3月27日	○		9	広尾町	大丸山	楽古川	オビツマナイ川	第二小学校の沢川	準83-5	0.5	0.18		0			森林公園 (建設部)	道 (建設部)	一部実施		
55	土石流	・公園通北4丁目 ・字広尾	第二小学校の沢川	Ⅲ-83-005	令和2年 3月27日	○		10	広尾町	丸山通南	楽古川	オビツマナイ川	丸山一の沢川	準83-6	0.3	0.05		0							
56	土石流	・字茂寄支線	牧場一の沢川	Ⅲ-83-001	令和3年 1月22日	○		11	広尾町	丸山通南	楽古川	オビツマナイ川	丸山二の沢川	準83-7	0.59	0.12		0							
57	土石流	・字茂寄支線	牧場二の沢川	Ⅲ-83-002	令和3年 1月22日	○		12	広尾町	丸山通南	楽古川	オビツマナイ川	丸山三の沢川	準83-8	0.54	0.1		0							
58	土石流	・字広尾	錦二の沢川	Ⅲ-83-004	令和3年 1月22日	○																			
59	土石流	・字広尾 ・丸山通南8～9丁目 ・白樺通北2丁目	丸山二の沢川	Ⅲ-83-007	令和3年 1月22日	○																			
60	土石流	・字広尾 ・丸山通南8～9丁目 ・白樺通北2～3丁目	丸山三の沢川	Ⅲ-83-008	令和3年 1月22日	○																			
61	土石流	・字モエケシ	モエケシ1の沢川	Ⅱ-83-0010	令和2年 3月27日	○	○																		
62	土石流	・丸山通南8丁目 ・丸山通北7丁目 ・字広尾	丸山一の沢川	Ⅲ-83-006	令和2年 3月27日	○	○																		
63	土石流	・字上トヨイ北	アイアン1の沢川	I-83-0040	令和3年 1月22日	○	○																		

別表1-1 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画 (令和3年2月1日現在)

危険区域の現況												予想される被害				法令等における指定状況				整備計画	
番号	所在地	区域の名称	危険区域延長 (m)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要							
1	丸山北	丸山北6丁目	280	14		町道大丸山2号道路															
2	丸山南	丸山南5丁目	185	5		町道桜が丘第2号幹線道路															
3	西広尾	陣 屋	265	15		道道豊似 広尾線															

別表3 土砂災害警戒区域等の指定状況 (令和3年2月1日現在)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	・東1条5～9丁目 ・会所前2、3丁目 ・本通5、9丁目	広尾入舟町	I-8-29-2675	平成26年 9月5日	○	
急傾斜地の崩壊	・丸山通南4～5丁目 ・白樺通北1丁目 ・字茂寄	広尾丸山通南5丁目	I-8-25-2671	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・会所前1～3丁目 ・会所通 ・東1条5丁目	広尾二見町・海岸町	I-8-27-2673	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・西3条3～4丁目 ・西4条5丁目 ・字茂寄南	広尾西4条5丁目	I-8-28-2674	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄3	I-8-33-2679	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字ヲナヲベツ	広尾美幌1	I-8-37-2683	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字野塚 ・字野塚西通 ・字野塚本通	広尾野塚	Ⅱ-8-37-2044	平成31年 3月29日	○	○

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新														旧														備考欄	
番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況						整備計画		現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域							
	所在地	区域の名称	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部一部	実施機関	概要															
4	上 浜	会所前1・2丁目	720	94		道道十勝港線 国道336号 町道会所前道路		道	急傾斜地法	S45. 3. 31 S46. 3. 31	711 1003		○	道 (建設部)	一部 実施	急傾斜地の崩壊	・ 字茂寄 ・ 紅葉通北1丁目 ・ 紅葉通南1丁目	広尾紅葉通北1丁目1	Ⅱ-8-38-2045	平成31年3月29日	○	○							
5	西4条	西4条5丁目	200	5										道 (建設部)		急傾斜地の崩壊	・ 西3条3丁目 ・ 字茂寄南	広尾西3条3丁目	Ⅱ-8-41-2048	平成31年3月29日	○	○							
6	入舟町	会所前3丁目東1条	880	95		道道十勝港線 町道会所前3丁目道路		道	急傾斜地法	S46. 3. 31 S58. 6. 27	1252		○	道 (建設部)	実施済	急傾斜地の崩壊	・ 並木通東1丁目 ・ 東3条12丁目 ・ 会所前4丁目	広尾並木通東1丁目1	Ⅱ-8-43-2050	平成31年3月29日	○	○							
7	東2条	東2条10丁目	85	1	児童福祉会館	町道十勝港線道路										急傾斜地の崩壊	・ 東3条11丁目 ・ 東3条12丁目 ・ 会所前4丁目	広尾東3条11丁目1	Ⅱ-8-44-2051	平成31年3月29日	○	○							
8	丸山南4丁目	茂寄1	90	0		町道水道課横道路										急傾斜地の崩壊	・ 東3条11丁目 ・ 会所前4丁目	広尾東3条11丁目2	Ⅱ-8-45-2052	平成31年3月29日	○	○							
9	丸山南4丁目	茂寄2	80	0		町道水道課横道路										急傾斜地の崩壊	・ 西1条1丁目 ・ 西2条1丁目 ・ 字茂寄南	広尾茂寄6	Ⅱ-8-48-2055	平成31年3月29日	○	○							
10	茂 寄	茂寄3	35	0	十勝神社											急傾斜地の崩壊	・ 西1条1丁目 ・ 会所前1丁目 ・ 字茂寄南	広尾茂寄8	Ⅱ-8-49-2056	平成31年3月29日	○	○							
11	中広尾	茂寄7	85	5												急傾斜地の崩壊	・ 字モエケシ	広尾モエケシ1	Ⅱ-8-53-2060	平成31年3月29日	○	○							
12	フンベ	フンベ1	210	18	フンベ会館	国道336号								道 (建設部)	一部 実施	急傾斜地の崩壊	・ 字モエケシ	広尾モエケシ2	Ⅱ-8-54-2061	平成31年3月29日	○	○							
13	フンベ	フンベ2	95	6		国道336号								道 (建設部)	一部 実施	急傾斜地の崩壊	・ 紅葉通北1丁目 ・ 紅葉通南1丁目 ・ 字茂寄	広尾紅葉通南1丁目	Ⅲ-8-10-711	平成31年3月29日	○	○							
14	美 幌	美幌1	140	9		国道336号								国	一部 実施	急傾斜地の崩壊	・ 並木通東1～2丁目 ・ 会所前4～5丁目	広尾並木通東1丁目2	Ⅲ-8-12-713	平成31年3月29日	○	○							
15	美 幌	美幌2	190	16		町道美幌団地2号道路								道 (建設部)	一部 実施	急傾斜地の崩壊	・ 東2条10～11丁目 ・ 東3条11丁目 ・ 会所前4丁目	広尾東2条11丁目	Ⅲ-8-14-715	平成31年3月29日	○	○							
16	音調津	音調津1	200	15				道	急傾斜地法	H7. 4. 21	686			道 (建設部)	実施済	急傾斜地の崩壊	・ 西2条1丁目 ・ 西3条2丁目 ・ 字茂寄南	広尾茂寄10	Ⅲ-8-15-716	平成31年3月29日	○	○							
17	ルベシベツ	ルベシベツ	145	8		町道ルベシベツ道路										急傾斜地の崩壊	・ 字茂寄南 ・ 陣屋 ・ 西4条5～6丁目	広尾茂寄11	Ⅲ-8-16-717	平成31年3月29日	○	○							
18	野塚	野塚	45	1												急傾斜地の崩壊	・ 陣屋 ・ 字茂寄 ・ 紅葉通北1丁目	広尾陣屋	I-8-26-2672	令和2年3月27日	○	○							
19	紅葉通	紅葉通北1丁目1	50	2		道道町道										急傾斜地の崩壊													
20	並木通	並木通西3丁目	45	2												急傾斜地の崩壊													
21	西3条	西3条3丁目	70	1												急傾斜地の崩壊													
22	西3条	西3条2丁目	80	2												急傾斜地の崩壊													
23	並木通	並木通東1丁目1	80	2		町道										急傾斜地の崩壊													

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	所在地	区域の名称	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
												全部	一部		
24	東3条	東3条Ⅱ丁目1	80	1		町道									
25	東3条	東3条Ⅱ丁目2	60	2		町道									
26	茂寄	茂寄9	80	1											
27	茂寄	茂寄4	110	2											
28	茂寄	茂寄6	20	2											
29	茂寄	茂寄8	20	2											
30	フンベ	フンベ3	75	3		国道									
31	美幌	美幌3	25	3		国道									
32	音調津	音調津2	50	1		町道									
33	モエケシ	モエケン1	20	1		国道									
34	モエケシ	モエケン2	20	1		国道									
35	モエケシ	モエケン3	25	1		国道									
36	並木通	並木通東3丁目1	10	1											
37	白樺通	白樺通北1丁目	140			町道									
38	紅葉通	紅葉通南1丁目	100			町道									
39	並木通	並木通西4丁目	110												
40	並木通	並木通東1丁目2	250			町道									
41	並木通	並木通東3丁目2	425												
42	東2条	東2条Ⅱ丁目	100			町道									
43	茂寄	茂寄10	200												
44	茂寄	茂寄11	260												
45	茂寄	茂寄12	200												

旧

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	・東1条9丁目 ・東2条10丁目 ・会所前4丁目	広尾東2条10丁目	I-8-30-2676	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄7	I-8-34-2680	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ1	I-8-35-2681	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ2	I-8-36-2682	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌2	I-8-38-2684	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字音調津	広尾音調津1	I-8-39-2685	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字ルベシベツ	広尾ルベシベツ	I-8-40-2686	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通西3丁目	広尾並木通西3丁目	Ⅱ-8-40-2047	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄9	Ⅱ-8-46-2053	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄4	Ⅱ-8-47-2054	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字チェシウス	広尾フンベ3	Ⅱ-8-50-2057	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌3	Ⅱ-8-51-2058	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字音調津 ・字ヲシラベツ ・字ヲリコマナイ	広尾音調津2	Ⅱ-8-52-2059	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケン3	Ⅱ-8-55-2062	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通東2～3丁目 ・会所前4～5丁目	広尾並木通東3丁目1	Ⅱ-8-88-2411	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通西4丁目	広尾並木通西4丁目	Ⅲ-8-11-712	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通東3～4丁目 ・会所前5～6丁目	広尾並木通東3丁目2	Ⅲ-8-13-714	令和2年3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄12	Ⅲ-8-17-718	令和2年3月27日	○	○

備考欄

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新														旧														備考欄	
番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域								
	所在地	区域の名称	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要															
46	茂寄	茂寄13	220												急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄13	Ⅲ-8-18-719	令和2年 3月27日	○	○								
47	茂寄	茂寄14	100												急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄14	Ⅲ-8-19-720	令和2年 3月27日	○	○								
48	茂寄	茂寄5	185												急傾斜地の崩壊	・紅葉通南1丁目 ・字茂寄	広尾茂寄5	Ⅲ-8-20-721	令和2年 3月27日	○	○								
49	茂寄	茂寄南1	240			町道									急傾斜地の崩壊	・白樺通南3～4丁目 ・字茂寄	広尾茂寄南1	Ⅲ-8-21-722	令和2年 3月27日	○	○								
50	茂寄	茂寄南2	130			町道									急傾斜地の崩壊	・茂寄南3線	広尾茂寄南3	Ⅲ-8-23-724	令和2年 3月27日	○	○								
51	茂寄	茂寄南3	100												急傾斜地の崩壊	・字広尾 ・丸山通北6～7丁目	広尾丸山通北6丁目	I-8-24-2670	令和3年 1月22日	○	○								

別表1-2 土石流危険区域及び整備計画 (令和3年2月1日現在)

番号	危険区域の現況						予想される被害				整備計画			
	市町村名	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成7年度 渓流番号	砂防指定地 指定番号・ 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概要	
1	広尾町	モエケシ	モエケシ1の沢川	モエケシ1の沢川	モエケシ1の沢川	Ⅱ83-0010		3						
2	広尾町	オナオベツ	オナオベツ2の沢川	オナオベツ2の沢川	オナオベツ2の沢川	I83-0020		5		国道 0.1km		道 (建設部)	一部 実施	
3	広尾町	楽古	楽古2の沢川	楽古2の沢川	楽古2の沢川	Ⅱ83-0030		2				道 (建設部)	一部 実施	
4	広尾町	上豊似	豊似川	パンケンアイアン沢川	アイアン1の沢川	I83-0040		0				道 (建設部)	一部 実施	
5	広尾町	紅葉通南	広尾川	西広尾川	牧場一の沢川	準83-1	520	0.12						
6	広尾町	紅葉通南	広尾川	西広尾川	牧場二の沢川	準83-2	410	0.1						
7	広尾町	錦通南	楽古川	オビツマナイ川	錦一の沢川	準83-3	370	0.02						
8	広尾町	錦通南	楽古川	オビツマナイ川	錦二の沢川	準83-4	370	0.07						
9	広尾町	大丸山	楽古川	オビツマナイ川	第二小学校の沢川	準83-5	0.5	0.18				森林公園	道 (建設部)	一部 実施
10	広尾町	丸山通南	楽古川	オビツマナイ川	丸山一の沢川	準83-6	0.3	0.05						

広尾町地域防災計画 新旧対照表

4-53
4-54
用語の運用変更に伴う修正
(土砂災害危険箇所→土砂災害警戒区域等)

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄								
(略) (3) 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 (略) ウ 土砂災害警戒情報の伝達 町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに<u>土砂災害警戒区域等</u>の町民、町内会及び関係機関に伝達する。 (略) (4) 避難指示等発令基準及び対象区域 <u>土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難支持等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。</u> <table><tr><th colspan="2">【警戒レベル3】 高齢者等避難</th></tr><tr><td>発 令 基 準</td><td> ① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） </td></tr></table>	【警戒レベル3】 高齢者等避難		発 令 基 準	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	(略) (3) 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 (略) ウ 土砂災害警戒情報の伝達 町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに<u>危険箇所</u>の町民、町内会及び関係機関に伝達する。 (略) (4) 避難指示等発令基準及び対象区域 避難指示等は、<u>土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等</u>に発令することを基本とする。 <table><tr><th colspan="2">【警戒レベル3】 高齢者等避難</th></tr><tr><td>発 令 基 準</td><td> ① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） </td></tr></table>	【警戒レベル3】 高齢者等避難		発 令 基 準	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	4-55 北海道地域防災計画を踏まえた修正
【警戒レベル3】 高齢者等避難										
発 令 基 準	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）									
【警戒レベル3】 高齢者等避難										
発 令 基 準	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）									

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
対 象 区 域	① 北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる<u>土砂災害警戒区域等</u> ② 上記②の基準に該当する地域と重なる<u>土砂災害警戒区域等</u>	対 象 区 域	① 北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ② 上記②の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	4-56 4-57 4-58
【警戒レベル4】避難指示		【警戒レベル4】避難指示		現行の運用に伴う修正（土砂災害危険箇所→土砂災害警戒区域等）
発 令 基 準	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「<u>危険（紫）</u>」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例①～②又は⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	発 令 基 準	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例①～②又は⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	キキクルの「うす紫」と「濃い紫」の「紫」への統合、「黒」の新設に伴う修正
対 象 区 域	① 土砂災害危険度情報において「<u>危険（紫）</u>」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる<u>土砂災害警戒区域等</u> ② 上記③～④の基準に該当する地域と重なる<u>土砂災害警戒区域等</u> ③ 上記⑤の当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（<u>土砂災害警戒区域等</u>等以外の区域で発見された場合を含む。）	対 象 区 域	① 土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ② 上記③～④の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ③ 上記⑤の当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄										
<table><tr><th colspan="2">【警戒レベル5】緊急安全確保</th></tr><tr><td rowspan="2">発 令 基 準</td><td>(災害が切迫) ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (災害発生を確認) ② 土砂災害が発生した場合</td></tr><tr><td>① 土砂災害危険度情報において「<u>災害切迫(黒)</u>」となったメッ シュと重なる<u>土砂災害警戒区域等</u> ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのあ る規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(<u>土砂災 害警戒区域等</u>以外の区域で発見された場合を含む。)</td></tr></table>		【警戒レベル5】緊急安全確保		発 令 基 準	(災害が切迫) ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (災害発生を確認) ② 土砂災害が発生した場合	① 土砂災害危険度情報において「 <u>災害切迫(黒)</u> 」となったメッ シュと重なる <u>土砂災害警戒区域等</u> ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのあ る規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(<u>土砂災 害警戒区域等</u> 以外の区域で発見された場合を含む。)	<table><tr><th colspan="2">【警戒レベル5】緊急安全確保</th></tr><tr><td rowspan="2">発 令 基 準</td><td>(災害が切迫) ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (災害発生を確認) ② 土砂災害が発生した場合</td></tr><tr><td>① 土砂災害危険度情報において「極めて危険(濃い紫)」となっ たメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのあ る規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災 害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)</td></tr></table>		【警戒レベル5】緊急安全確保		発 令 基 準	(災害が切迫) ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (災害発生を確認) ② 土砂災害が発生した場合	① 土砂災害危険度情報において「極めて危険(濃い紫)」となっ たメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのあ る規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災 害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)	
【警戒レベル5】緊急安全確保														
発 令 基 準	(災害が切迫) ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (災害発生を確認) ② 土砂災害が発生した場合													
	① 土砂災害危険度情報において「 <u>災害切迫(黒)</u> 」となったメッ シュと重なる <u>土砂災害警戒区域等</u> ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのあ る規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(<u>土砂災 害警戒区域等</u> 以外の区域で発見された場合を含む。)													
【警戒レベル5】緊急安全確保														
発 令 基 準	(災害が切迫) ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (災害発生を確認) ② 土砂災害が発生した場合													
	① 土砂災害危険度情報において「極めて危険(濃い紫)」となっ たメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのあ る規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災 害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)													
(5) 要配慮者への支援 <u>土砂災害警戒区域等</u>の避難行動要支援者を含む要配慮者への支援につ いては、本章第7節「避難行動支援者等の要配慮者に関する計画」に定 めるところによる。 また、<u>土砂災害警戒区域等</u>内に存在する要配慮者利用施設の管理者に 対して、電話・FAX等により土砂災害警戒情報や避難情報等を確実に 伝達する。 (略) 3 形態別予防計画 (1) 土石流予防計画 住民に対し、<u>土砂災害警戒区域等</u>及び崩壊土砂流出危険地区の周知に 努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について周知・啓発 を図るものとする。また、危険区域の住民に対し、河川等の異常(山 鳴、水位の急激な減少、急激な濁り)の報告や住民自身による防災措置 (自主避難等)などの周知・啓発を図るものとする。														
(5) 要配慮者への支援 <u>土砂災害危険箇所</u>の避難行動要支援者を含む要配慮者への支援につ いては、本章第7節「避難行動支援者等の要配慮者に関する計画」に定め るところによる。 また、<u>土砂災害危険箇所</u>内に存在する要配慮者利用施設の管理者に対 して、電話・FAX等により土砂災害警戒情報や避難情報等を確実に伝 達する。 (略) 3 形態別予防計画 (1) 土石流予防計画 住民に対し、<u>土砂災害警戒区域</u>、<u>土石流危険溪流</u>及び崩壊土砂流出危 険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項につ いて周知・啓発を図るものとする。また、危険区域の住民に対し、河川 等の異常(山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り)の報告や住民自身に よる防災措置(自主避難等)などの周知・啓発を図るものとする。														

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(2) 崖崩れ防止対策 住民に対し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について周知・啓発を図るものとする。また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（土壌の安定化、浮石等の除去、水路の清掃、自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。	(2) 崖崩れ防止対策 住民に対し、<u>土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所</u>の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について周知・啓発を図るものとする。また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（土壌の安定化、浮石等の除去、水路の清掃、自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
第5章 災害応急対策計画				第5章 災害応急対策計画				5-3 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正
第1節 災害情報収集・伝達計画				第1節 災害情報収集・伝達計画				
2 被害状況報告				2 被害状況報告				
(略)				(略)				
○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先				○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先				
【通常時の報告先】				【通常時の報告先】				
時間帯		平日 (9:30～18:15)		平日 (左記時間帯以外)・休日				
報告先		消防庁応急対策室		消防庁宿直室 (消防防災・危機 管理センター内)				
NTT回線	電話	03-5253-7527		03-5253-7777				
	FAX	03-5253-7537		03-5253-7553				
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013		90-49102				
	FAX	90-49033		90-49036				
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013		*-048-500-90-49102				
	FAX	*-048-500-90-49033		*-048-500-90-49036				
中央防災無線 (注3)		5017		5017				
【消防庁災害対策本部設置時の報告先】				【消防庁災害対策本部設置時の報告先】				
報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)				
NTT回線	電話	03-5353-7510		03-5353-7510				
	FAX	03-5353-7553		03-5353-7553				
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175		90-49175				
	FAX	90-49036		90-49036				
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175		048-500-90-49175				
	FAX	*-048-500-90-49036		048-500-90-49036				
中央防災無線 (注3)		5017		5010				

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第4節 避難対策計画 1 避難実施責任者及び措置内容 (略) このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を<u>伝達</u>する必要がある。 (略) (1) 町長（基本法第60条） (略) イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保<u>措置</u>の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 (略) (2) 助言 ア 町 町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している帯広測候所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。	第4節 避難対策計画 1 避難実施責任者及び措置内容 (略) このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を<u>発令</u>する必要がある。 (略) (1) 町長（基本法第60条） (略) イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保<u>措置措置</u>の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 (略) (2) 助言 ア 町 町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している帯広測候所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。	5-28 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-28 文言修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄																
<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u> 3 避難指示等の周知 (略) <table><tr><th colspan="2">【警戒レベル４】 避難指示</th></tr><tr><td>発 令 時 の 状 況</td><td>災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</td></tr><tr><td>判 断 基 準</td><td>① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ② 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があると判断される地震の揺れ方を覚知し、避難を要すると判断されたとき ③ 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ④ 警戒レベル４相当の防災気象情報（土砂災害警戒情報・高潮警報・高潮特別警報）のいずれかが発表されたとき ⑤ 危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「<u>危険（紫）</u>」以上となったとき ⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ⑦ 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき ⑧ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等の影響により、立退き避難が困難となることが予想されるとき</td></tr><tr><td>住民に求める行動</td><td>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td></tr></table>	【警戒レベル４】 避難指示		発 令 時 の 状 況	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	判 断 基 準	① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ② 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があると判断される地震の揺れ方を覚知し、避難を要すると判断されたとき ③ 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ④ 警戒レベル４相当の防災気象情報（土砂災害警戒情報・高潮警報・高潮特別警報）のいずれかが発表されたとき ⑤ 危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「 <u>危険（紫）</u> 」以上となったとき ⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ⑦ 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき ⑧ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等の影響により、立退き避難が困難となることが予想されるとき	住民に求める行動	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	3 避難指示等の周知 (略) <table><tr><th colspan="2">【警戒レベル４】 避難指示</th></tr><tr><td>発 令 時 の 状 況</td><td>災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</td></tr><tr><td>判 断 基 準</td><td>① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ② 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があると判断される地震の揺れ方を覚知し、避難を要すると判断されたとき ③ 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ④ 警戒レベル４相当の防災気象情報（土砂災害警戒情報・高潮警報・高潮特別警報）のいずれかが発表されたとき ⑤ 危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「非常に危険（うす紫）」以上となったとき ⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ⑦ 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき ⑧ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等の影響により、立退き避難が困難となることが予想されるとき</td></tr><tr><td>住民に求める行動</td><td>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td></tr></table>	【警戒レベル４】 避難指示		発 令 時 の 状 況	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	判 断 基 準	① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ② 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があると判断される地震の揺れ方を覚知し、避難を要すると判断されたとき ③ 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ④ 警戒レベル４相当の防災気象情報（土砂災害警戒情報・高潮警報・高潮特別警報）のいずれかが発表されたとき ⑤ 危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「非常に危険（うす紫）」以上となったとき ⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ⑦ 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき ⑧ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等の影響により、立退き避難が困難となることが予想されるとき	住民に求める行動	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	5-30 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-33 キキクルの「うす紫」と「濃い紫」の「紫」への統合に伴う修正
【警戒レベル４】 避難指示																		
発 令 時 の 状 況	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。																	
判 断 基 準	① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ② 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があると判断される地震の揺れ方を覚知し、避難を要すると判断されたとき ③ 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ④ 警戒レベル４相当の防災気象情報（土砂災害警戒情報・高潮警報・高潮特別警報）のいずれかが発表されたとき ⑤ 危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「 <u>危険（紫）</u> 」以上となったとき ⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ⑦ 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき ⑧ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等の影響により、立退き避難が困難となることが予想されるとき																	
住民に求める行動	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																	
【警戒レベル４】 避難指示																		
発 令 時 の 状 況	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。																	
判 断 基 準	① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ② 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があると判断される地震の揺れ方を覚知し、避難を要すると判断されたとき ③ 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ④ 警戒レベル４相当の防災気象情報（土砂災害警戒情報・高潮警報・高潮特別警報）のいずれかが発表されたとき ⑤ 危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「非常に危険（うす紫）」以上となったとき ⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ⑦ 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき ⑧ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等の影響により、立退き避難が困難となることが予想されるとき																	
住民に求める行動	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
9 避難場所 避難場所は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所、さらに一般の避難場所では生活することが困難な<u>障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のための福祉避難所に区分し、災害の種別、規模、避難人数その他の状況を判断し、あらかじめ定めている施設から指定するものとする。</u> <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u> 10 避難場所の開設 (1) 町は、災害時は、必要に応じ、<u>避難指示等の発令にあわせて</u>避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 (略) (9) 避難場所開設の報告 避難所を開設したときは、<u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう</u>次の事項を十勝総合振興局に報告する。 11 避難場所の運営管理等 (1) 町は、避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等<u>及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等</u>の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 <u>また、町は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け</u>	9 避難場所 避難場所は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所、さらに一般の避難場所では生活することが困難な__要配慮者のための福祉避難所に区分し、災害の種別、規模、避難人数その他の状況を判断し、あらかじめ定めている施設から指定するものとする。 10 避難場所の開設 (1) 町は、災害時は、必要に応じ、__避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 (略) (9) 避難場所開設の報告 避難所を開設したときは、__次の事項を十勝総合振興局に報告する。 11 避難場所の運営管理等 (1) 町は、避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等__の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。	5-36 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-42 5-44 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよ う、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に 関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるな ど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとす る。</u> (略) (5) 町は、避難場所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよ う実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状 況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとす る。その際、避難場所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町 や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入 や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う とともに、専門家、<u>NP0・ボランティア</u>等との定期的な情報交換<u>や避難 生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成</u>に努 めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー の確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師 や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ の処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に 努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) <u>(17) 町は、言語、生活環境、防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮 者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の ような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防 災対策の周知を図る。</u> <u>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報 を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とす</u>	(略) (5) 町は、避難場所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよ う実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状 況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとす る。その際、避難場所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町 や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入 や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う とともに、専門家__等との定期的な情報交換__に努めるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴 施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による 巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況な ど、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措 置を講じるよう努めるものとする。 (略) <u>(新設)</u>	5-45 5-46 5-47 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄																
<u>る訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</u> <u>1 多言語による広報の充実</u> <u>2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</u> <u>3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の充実</u> <u>4 外国人観光客等に対する相談窓口の設置</u> 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略) <table><tr><td>指定部隊長</td><td>担当部課</td><td>所在地</td><td>電 話</td></tr><tr><td><u>第4普通科</u> <u>連隊長</u></td><td><u>連隊第3科</u></td><td>帯広市 南町南7線 31番地</td><td>0155-48-5121 内<u>3030</u> (当直<u>3001</u>)</td></tr></table> 第9節 ヘリコプター等活用計画 7 救急患者の緊急搬送手続等 (略) (3) 空中輸送 緊急に輸送（傷病者等の搬送等）の必要が生じたときは、道防災航空室にヘリコプターによる空中輸送を要請するものとする。また、その後の状況により、自衛隊の派遣を依頼（総合振興局経由）する。	指定部隊長	担当部課	所在地	電 話	<u>第4普通科</u> <u>連隊長</u>	<u>連隊第3科</u>	帯広市 南町南7線 31番地	0155-48-5121 内 <u>3030</u> (当直 <u>3001</u>)	第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略) <table><tr><td>指定部隊長</td><td>担当部課</td><td>所在地</td><td>電 話</td></tr><tr><td>第5旅団長</td><td>第3部防衛班</td><td>帯広市 南町南7線 31番地</td><td>0155-48-5121 内2237 (当直2303)</td></tr></table> 第9節 ヘリコプター等活用計画 7 救急患者の緊急搬送手続等 (略) (3) 空中輸送 <u>陸上輸送が途絶し、</u>緊急に輸送（傷病者等の搬送等）の必要が生じたときは、道防災航空室にヘリコプターによる空中輸送を要請するものとする。また、その後の状況により、自衛隊の派遣を依頼（総合振興局経由）する。	指定部隊長	担当部課	所在地	電 話	第5旅団長	第3部防衛班	帯広市 南町南7線 31番地	0155-48-5121 内2237 (当直2303)	5-51 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-60 消防庁通知を踏まえた修正（ヘリコプターの積極的な活用の明確化）
指定部隊長	担当部課	所在地	電 話															
<u>第4普通科</u> <u>連隊長</u>	<u>連隊第3科</u>	帯広市 南町南7線 31番地	0155-48-5121 内 <u>3030</u> (当直 <u>3001</u>)															
指定部隊長	担当部課	所在地	電 話															
第5旅団長	第3部防衛班	帯広市 南町南7線 31番地	0155-48-5121 内2237 (当直2303)															

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第10節 救助救出計画 1 実施責任 (略) また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。 <u>町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> 2 救助救出活動 (1) 被災地域における救助救出活動 (略) (2) 海上における救助救出活動 第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の<u>救出救助</u>を実施する。 <u>また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。</u> 第15節 交通応急対策計画 2 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 <u>道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。</u> (略) 4 海上交通安全の確保	第10節 救助救出計画 1 実施責任 (略) また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。 2 救助救出活動 (1) 被災地域における救助救出活動 (略) (2) 海上における救助救出活動 第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の<u>救助活動</u>を実施する。 第15節 交通応急対策計画 2 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 (略) 4 海上交通安全の確保	5-61 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-61 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-73 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(略) (1) ～ (3) (略) <u>(4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</u> <u>(5) ～ (6)</u> (略) 5 緊急輸送のための交通規制 (略) (2) 緊急通行車両の確認手続 ア ～ ウ (略) オ <u>発災前確認手続</u>の普及等 町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う</u>など、その普及を図るものとする。 第25節 住宅対策計画 2 実施方法 (1) 避難場所 町長は、災害により<u>住宅</u>が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難場所を開設するものとする。 (略) (3) 応急仮設住宅	(略) (1) ～ (3) (略) <u>(新設)</u> <u>(4) ～ (5)</u> (略) 5 緊急輸送のための交通規制 (略) (2) 緊急通行車両の確認手続 ア ～ エ (略) オ <u>事前届出制度</u>の普及等 町、道及び地方行政機関は、<u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする</u>など、その普及を図るものとする。 第25節 住宅対策計画 2 実施方法 (1) 避難場所 町長は、災害により<u>住家</u>が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難場所を開設するものとする。 (略) (3) 応急仮設住宅	5-74 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-75 北海道地域防災計画を踏まえた修正 5-98 5-99 5-100 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
ア 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する<u>住宅</u>がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。 (略) エ 建設型応急住宅の建設用地 町及び道は、災害時に<u>建設型応急住宅</u>の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 (略) カ 規模、構造、存続期間及び費用 (ア) <u>建設型応急住宅</u>は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 (略) (5) 住宅の応急修理 ア 対象者 (ア) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に<u>住宅</u>が半壊した者 第32節 災害ボランティアとの連携計画 3 ボランティアの受入れ 町、広尾町社会福祉協議会道及び関係団体は、相互に協力し、ボランテ	ア 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する<u>住家</u>がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。 (略) エ 建設型応急住宅の建設用地 町及び道は、災害時に<u>応急仮設住宅</u>の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 (略) カ 規模、構造、存続期間及び費用 (ア) <u>応急仮設住宅</u>は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 (略) (5) 住宅の応急修理 ア 対象者 (ア) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に<u>住家</u>が半壊した者 第32節 災害ボランティアとの連携計画 3 ボランティアの受入れ 町、広尾町社会福祉協議会道及び関係団体は、相互に協力し、ボランテ	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄											
ィア活動に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制を確保するよう努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう必要な支援に努める。	ィア活動に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制を確保するよう努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、<u>高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等</u>、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう必要な支援に努める。	5-115 北海道地域防災計画を踏まえた修正											
第35節 災害救助法の適用と実施	第35節 災害救助法の適用と実施												
4 救助の実施と種類	4 救助の実施と種類												
救助の実施にあたっては、町長は<u>知事から</u>委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。	救助の実施にあたっては、町長は__委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。	5-123 北海道地域防災計画を踏まえた修正											
<table><tr><th>救助の種類</th><th>主な対象者</th><th>実施者区分</th></tr><tr><td rowspan="2"><u>避難所の設置(供与)</u></td><td><u>・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</u></td><td><u>町・日赤道支部</u></td></tr><tr><td><u>・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</u></td><td><u>町</u></td></tr><tr><td><u>応急仮設住宅の供与</u></td><td><u>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</u></td><td><u>対象者、対象個所の選定：町</u> <u>設置：道(但し、委任したときは町)</u></td></tr></table>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	<u>避難所の設置(供与)</u>	<u>・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</u>	<u>町・日赤道支部</u>	<u>・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</u>	<u>町</u>	<u>応急仮設住宅の供与</u>	<u>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</u>	<u>対象者、対象個所の選定：町</u> <u>設置：道(但し、委任したときは町)</u>	(1) 災害が発生した場合 ア 避難所の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊出しその他による食品の給与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 カ 医 療 キ 助 産 ク 災害にかかった者の救出 ケ 住宅の応急修理 コ 学用品の給与 サ 埋 葬 シ 遺体の搜索	
救助の種類	主な対象者	実施者区分											
<u>避難所の設置(供与)</u>	<u>・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</u>	<u>町・日赤道支部</u>											
	<u>・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</u>	<u>町</u>											
<u>応急仮設住宅の供与</u>	<u>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</u>	<u>対象者、対象個所の選定：町</u> <u>設置：道(但し、委任したときは町)</u>											

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新			旧	備考欄
<u>炊出しその他による食品の給与</u>	<u>避難所に避難している者又は住家に被害を受け若しくは災害により現に炊事ができない者</u>	<u>町</u>	ス 遺体の処理 セ 障害物の除去 (2) 災害が発生するおそれがある場合 ア 避難所の設置	
<u>飲料水の供給</u>	<u>災害のために現に飲料水を得ることができない者</u>	<u>町</u>		
<u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u>	<u>住家の全壊、全焼、流出、半壊又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を損失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことは困難な者</u>	<u>町</u>		
<u>医療</u>	<u>災害により医療の途を失った者</u>	<u>救護班：道・日赤道支部(但し、委任したときは町)</u>		
<u>助産</u>	<u>災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失った者</u>	<u>救護班：道・日赤道支部(但し、委任したときは町)</u>		
<u>被災者の救出</u>	<u>災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</u>	<u>町</u>		
<u>被災した住宅の応急修理</u>	<u>災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する</u>	<u>町</u>		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新			旧	備考欄
	<u>おそれがある者 など</u>			
<u>学用品の給与</u>	<u>災害により住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生(幼稚園児、専門学生、大学生等は対象外)</u>	<u>町</u>		
<u>埋葬</u>	<u>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</u>	<u>町</u>		
<u>遺体の搜索</u>	<u>災害のために現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する</u>	<u>町</u>		
<u>遺体の処理</u>	<u>災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする</u>	<u>町・日赤道支部</u>		
<u>障害物の除去</u>	<u>半壊(焼)又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力で当該障害物を除去できない者</u>	<u>町</u>		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第6章 地震・津波災害対策計画 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条<u>の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）</u>及び広尾町防災会議条例（昭和38年条例第5号）第2条第1項第1号の規定に基づき、広尾町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 第4節 災害予防計画 1 町民の心構え (6) 津波に対する心得 ア 一般住民 (ア) ～ (エ) (略) (オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等</u>によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。 イ 船舶関係者 (略) <u>ウ 漁業関係者</u> <u>(ア) 陸上・海上部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。</u> <u>(イ) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げるほうが早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50</u>	第6章 地震・津波災害対策計画 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条__及び広尾町防災会議条例（昭和38年条例第5号）第2条第1項第1号の規定に基づき、広尾町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 第4節 災害予防計画 1 町民の心構え (6) 津波に対する心得 ア 一般住民 (ア) ～ (エ) (略) (オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震__によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。 イ 船舶関係者 (略) <u>(新設)</u>	6-1 北海道地域防災計画を踏まえた修正 6-10 6-11 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>m以深の海域（一時避難海域）へ避難する。一時避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。</u> <u>(ウ) 避難解除の判断は、独自の判断で行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。</u> (略) 1 0 津波災害予防計画 地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。 (略) (2) 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「<u>津波浸水想定区域図</u>」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、町の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定<u>や見直し</u>を行うものとする。 (略) 1 3 建築物等災害予防計画 (1) 建築物の防災対策 ア ～ エ (略) オ 被災建築物の安全対策 (ア) ～ (イ) (略)	(略) 1 0 津波災害予防計画 地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。 (略) (2) 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「<u>津波浸水予測図</u>」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、町の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定__を行うものとする。 (略) 1 3 建築物等災害予防計画 (1) 建築物の防災対策 ア ～ エ (略) オ 被災建築物の安全対策 (ア) ～ (イ) (略)	6-17 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(ウ) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（<u>第3版</u>）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。 第5節 災害応急対策計画 2 地震・津波情報の伝達計画 地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。 (1) 緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合<u>または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合</u>に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度が最大6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<u>解説や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u>	(ウ) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。 第5節 災害応急対策計画 2 地震・津波情報の伝達計画 地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。 (1) 緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合__に、震度4以上__が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度が最大6弱以上__の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<u>このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</u>	6-23 時点修正 6-28 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新					旧					備考欄
(略)					(略)					6-30 「大津波警報」、「津波警報」の行間に仕切り線を追加
(2) 津波警報等の種類及び内容					(2) 津波警報等の種類及び内容					
(略)					(略)					
イ 津波警報等					イ 津波警報等					
(7) 津波警報・注意報					(7) 津波警報・注意報					
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	数値での発表	巨大地震の場合の発表	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		10m (5m<予想高さ≦10m)	10m (5m<予想高さ≦10m)							
		5m (3m<予想高さ≦5m)	5m (3m<予想高さ≦5m)							
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新			旧			備考欄
(略)			(略)			
(エ) 地震に関する情報の種類と内容			(エ) 地震・津波に関する情報の種類と内容			6-32
地震情報	地震情報種類	発 表 基 準	内 容	地震情報種類	発 表 基 準	内 容
	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報(特別警報)、津波警報、または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報(特別警報)、津波警報、または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報(特別警報)、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
	その他の情報	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせ や 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表		各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	その他の情報	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表		推計震度分布図	震度5弱以上を観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上※ ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周	長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新			旧	備考欄
<u>(オ) 津波に関する情報の種類と内容</u>			<u>(新設)</u>	6-33 図表の整理に伴い津波に関する情報を分割
津波情報	情報の種類	発表内容		
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表		
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表		
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表		
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表		
(略)			(略)	
2 4 被災建築物安全対策計画			2 4 被災建築物安全対策計画	
(略)			(略)	
(2) 石綿飛散防災対策			(2) 石綿飛散防災対策	
被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。			被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。	
ア 基本方針			ア 基本方針	
各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。			各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。	6-45 時点修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総 則 1 推進計画の目的 この計画は、<u>日本海溝特措法第5条第2項</u>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、<u>円滑な避難の確保及び迅速な救助</u>に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 (略) 第3節 地震発生時の応急対策等 (略) 3 他機関に対する応援要請 (1) 自衛隊の<u>災害</u>派遣については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。 (略) <u>(3) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保含む派遣部隊等の受け入れ体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。</u>	第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総 則 1 推進計画の目的 この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項</u>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護<u>及び円滑な避難の確保</u>に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 (略) 第3節 地震発生時の応急対策等 (略) 3 他機関に対する応援要請 (1) 自衛隊の__派遣については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。 (略)	7-1 北海道地域防災計画を踏まえた修正 7-3 7-4 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第4節 津波からの防護、<u>円滑な避難の確保及び迅速な救助</u>に関する事項 1 津波からの防護 <u>町又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。</u> (略) 2 津波に関する情報の伝達等 津波に関する情報の伝達に係る基本的事項<u>及び関係者の連絡体制は、第6章第4節10「津波災害予防計画」及び第6章第5節2「地震、津波情報の伝達計画」に準じる</u>ほか、次の事項にも配慮する。 (1)～(3) (略) (4) 第一<u>管区</u>海上保安本部（広尾海上保安署）、町及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。 この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。 (5) 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、<u>被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し</u>円滑な情報伝達体制を整備するものとする。 <u>(6) 町及び道は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。</u>	第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 1 津波からの防護<u>のための施設の整備等</u> (略) 2 津波に関する情報の伝達等 津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は<u>第5章第1節から第3節に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。</u> (1)～(3) (略) (4) 第一__海上保安本部（広尾海上保安署）、町及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。 この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。 (5) 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて__円滑な情報伝達体制を整備するものとする。 <u>(新設)</u>	7-5 北海道地域防災計画を踏まえた修正 7-6 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
3 <u>地域住民等の避難行動等</u> <u>町は、道等と協力し、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。</u> <u>また、</u>地震発生後、津波警報が発表された場合、町長は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難指示等を行う。 (略) (2) 避難の確保 (略) ウ 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。<u>また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。</u> (略) <u>カ 避難のための指示</u> (ア) <u>町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送された時も、同様の措置をとるものとする。</u> <u>また、津波来襲が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。</u> (イ) <u>町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、海浜等</u>	3 避難対策等 地震発生後、津波警報が発表された場合、町長は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難指示等を行う。 (略) (2) 避難の確保 (略) ウ 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。 (略) <u>(新設)</u>	7-7 7-8 7-9 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。</u> (ウ) <u>避難指示は、災害の状況に及び地域の実情に応じ、防災行政無線機（戸別受信機を含む。）、北海道防止情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。</u> <u>キ</u> 避難指示の発令 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、<u>上記カにより</u>適切に避難指示を行うものとする。 <u>（参考：「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」【北海道作成】）</u> (略) <u>ク</u> 避難場所の指定 (略) <u>ケ</u> 避難場所の維持・運営 (略) (イ) 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に<u>冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。</u>	<u>カ</u> 避難指示の発令 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、適切に避難指示を行うものとする。 (略) <u>キ</u> 避難場所の指定 (略) <u>ク</u> 避難場所の維持・運営 (略) (イ) 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に<u>冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。</u>	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(略) (5) 避難誘導等 (略) エ 町及び道は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。 (6) 意識の普及啓発等 町及び道は、<u>地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</u> 4 消防機関等の活動 町は、消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。 (1) ～(2) (略) (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 (4) <u>津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u> (略) 5 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (1) 水道 水道事業の管理者等は、<u>地域住民等の</u>津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。	(略) (5) 避難誘導等 (略) エ 町__は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。 (6) 意識の普及啓発等 町及び道は、<u>居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、__津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</u> 4 消防機関等の活動 町は、消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。 (1) ～(2) (略) (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導 (4) 救助・救急 <u>(5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等</u> (略) 5 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (1) 水道 水道事業の管理者等は、__津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。	7-10 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(2) 電気 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や<u>夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u> <u>(削除)</u> (略) (3) 通信 6 交通対策 (1) 道路 ア 町、北海道<u>警察</u>及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。 イ <u>冬期においては、緊急輸送道路や避難場所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策</u>を講ずるものとする。	(2) 電気 <u>電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や__避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報を実施するものとする。</u> (3) ガス <u>ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u> (略) (4) 通信 6 交通対策 (1) 道路 ア 町、北海道<u>公安委員会</u>及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。 イ <u>道路管理者は、避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</u>	7-11 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(2) 海上 第一<u>管区</u>海上保安本部（広尾海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<u>海域監視体制の強化</u>、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、<u>漂流物発生対策</u>等の措置を講ずるとともに津波による危険が予想される<u>場合に</u>安全な海域へ船舶の退避等<u>を実施する</u>措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。 7 町自ら管理又は運営する施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) ア 各施設に共通する事項 (ア) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達 <u>海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者に対し伝達する。</u> なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。 a <u>入場者</u>等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう<u>情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる</u>こと。 (略) <u>(削除)</u>	(2) 海上 第一__海上保安__部（広尾海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<u>必要に応じて</u>船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限__等の措置を講ずるとともに津波による危険が予想される<u>地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に</u>ついて、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。 7 町自ら管理又は運営する施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) ア 各施設に共通する事項 (ア) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達 なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。 a <u>来場者</u>等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう__適切な伝達方法を<u>考慮すること。</u> (略) c <u>施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき</u>	7-11 北海道地域防災計画を踏まえた修正 7-12 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
(イ) 入場者等の<u>避難のための</u>措置 (略) (キ) 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ、<u>ラジオ</u>、<u>コンピ</u> <u>ュータ</u>など情報を入手するための機器の整備 (略) イ 個別事項 (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動するこ とが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措 置 (略) a 学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難<u>誘</u> <u>導のための必要な</u>措置 (略) (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動する ことが不可能又は困難な者の安全の確保<u>及び避難誘導</u>のための必 要な措置 なお、<u>要配慮者の避難誘導方法に配慮し</u>、具体的な措置内容は 施設ごとに別に定めるものとする。 (略) (3) 工事中の建築物等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波<u>襲来</u>に備 えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。 (略)	は、<u>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報</u>が発表され <u>る前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する</u> <u>方法を明示すること。</u> (イ) 入場者等の<u>安全確保のための退避等</u>の措置 (略) (キ) 非常用発電<u>装置</u>の整備、防災行政無線、テレビ・<u>ラジオ</u>・<u>コン</u> <u>ピュータ</u>など情報を入手するための機器の整備 (略) イ 個別事項 (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動するこ とが不可能又は困難な者の安全確保__のための必要な措置 (略) a 学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難 <u>の安全に関する</u>措置 (略) (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動する ことが不可能又は困難な者の安全の確保__のための必要な措置 なお、__具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとす る。 (略) (3) 工事中の建築物等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波<u>来襲</u>に備 えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。 (略)	7-12 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正 7-13 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>8 迅速な救助</u> <u>(1) 町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u> 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 1 建築物、構造物等の耐震化 (略) (2) 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。 (略) (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。 2 避難場所の整備 安全な避難<u>場所</u>の確保のため、維持補修に努める。 3 避難<u>経路</u>の整備 避難<u>経路</u>への安全な移動を確保するため、維持補修に努める。	<u>(新設)</u> 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 1 建築物、構造物等の耐震化 (略) (2) 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、<u>特に学校施設の耐震化については、平成27年度までのできるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。</u> (略) (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、<u>落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。</u> 2 避難場所の整備 安全な避難<u>地</u>の確保のため、維持補修に努める。 3 避難<u>路</u>の整備 避難<u>地</u>への安全な移動を確保するため、維持補修に努める。	7-13 北海道地域防災計画を踏まえた修正 7-13 時点修正 7-14 時点修正 7-14 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
4 <u>避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の</u>消防用施設の整備等 町は、<u>拠点施設</u>、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。 (略) 第6節 防災訓練計画 1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施 (略) (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、<u>後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達</u>、その他の災害応急対策を中心とする。 (略) 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>事項</u> (略) 1 町職員に対する教育 (1) (略) (2) 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 ア～イ (略) ウ <u>後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型</u>地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 エ <u>後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に</u>職員等が果たすべき役割 オ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型</u>地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識	4 __消防用施設の整備等 町は、__消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。 (略) 第6節 防災訓練計画 1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施 (略) (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難__その他の災害応急対策を中心とする。 (略) 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>計画</u> (略) 1 町職員に対する教育 (1) (略) (2) 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 ア～イ (略) ウ __地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 エ __職員等が果たすべき役割 オ __地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識	7-14 北海道地域防災計画を踏まえた修正 7-15 7-16 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
カ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として</u>今後取り組む必要のある課題 <u>キ 後発地震への注意を促す情報の内容に基づきとられる措置の内容</u> 2 住民等に対する教育・広報 (1)町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、<u>道は</u>、町等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。 (2) 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。 ア ～ イ (略) <u>ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の</u>出火防止<u>対策</u>、近隣の人々と協力して行う救助活動・<u>避難行動</u>、自動車運<u>転</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 <u>オ</u> 正確な情報<u>の</u>入手の方法 <u>カ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 <u>キ</u> 各地域における避難対象地<u>域</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 <u>ク</u> 各地域における避難<u>場所</u>及び避難<u>経路</u>に関する知識 <u>ケ</u> <u>地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間程度分の</u>生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の<u>平素から</u>	カ <u>今後地震対策として</u>取り組む必要のある課題 <u>(新設)</u> 2 住民等に対する教育・広報 (1) 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、__町等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。 (2) 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。 ア ～ イ (略) <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 地震が発生した場合における出火防止__、近隣の人々と協力して行う救助活動__、自動車運<u>行</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 <u>エ</u> 正確な情報__入手の方法 <u>オ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 <u>カ</u> 各地域における避難対象地<u>区</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 <u>キ</u> 各地域における避難<u>地</u>及び避難<u>路</u>に関する知識 <u>ク</u> 平素住民__が実施し<u>うる</u>応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の__対策__の内容__	7-16 7-17 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u> <u>コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u> <u>サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品</u> 第8節 地震防災力の向上に関する計画 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。 1 住民の防災対策 (1) 町民は、家庭又は職場等において、個人または共同で、人民の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。 (2) 町民は平時より地震・津波に対する備えを心掛け、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。 (3) 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第6章第4節「町民の心構え」に定めるところによる。 2 自主防災組織の育成等 (1) 町民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。 (2) 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が	<u>ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	7-18 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 (3) 町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。 (4) このほか、自主防災組織の育成等については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。 3 事業所等の防災対策 (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業が果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。 (2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。 (3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。 また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災対策の整備、強化に努めるものとする。		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 日本海溝・千島海沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等 (1) 後発地震への注意を促す情報の伝達 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、市町村への伝達のほか、次の事項にも配慮する。 ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。 イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。 ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。	(新設)	7-19 北海道地域防災計画を踏まえた修正

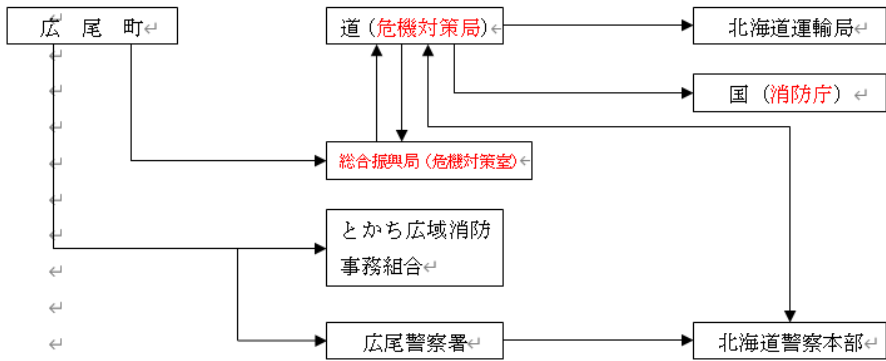
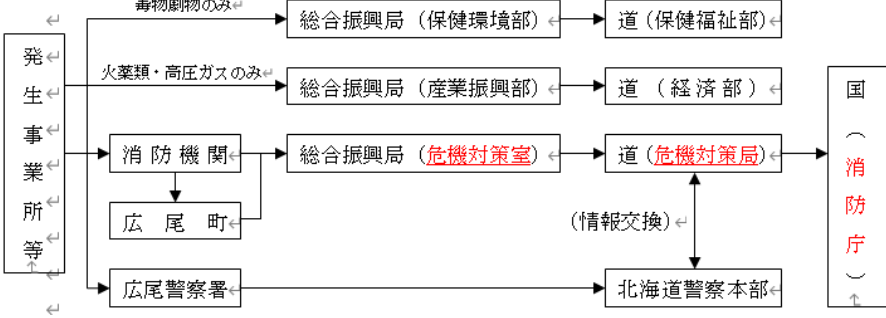
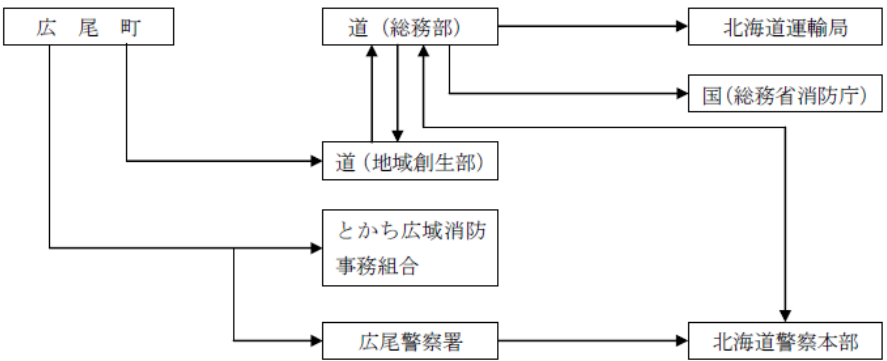
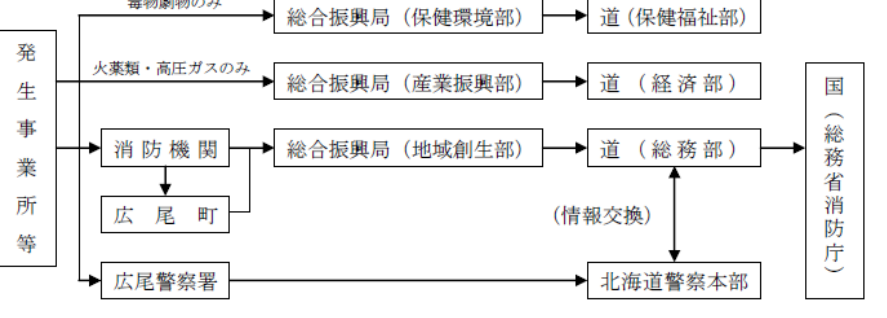
広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。 (1) 町の災害に関する組織等の設置 災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第2節1「組織」に準ずる。 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 町及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接な関係のある事項について周知するものとする。 3 災害応急対策をとるべき期間等 町及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。 4 町のとるべき措置 町は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、道と協力し、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。 また、日頃から地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第9章 事故災害対策計画 第3節 道路災害対策計画 3 災害応急対策 (略) 別記 情報通信連絡系統図 1 国が管理する道路の場合 2 道が管理する道路の場合	第9章 事故災害対策計画 第3節 道路災害対策計画 3 災害応急対策 (略) 別記 情報通信連絡系統図 1 国が管理する道路の場合 2 道が管理する道路の場合	9-15 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正

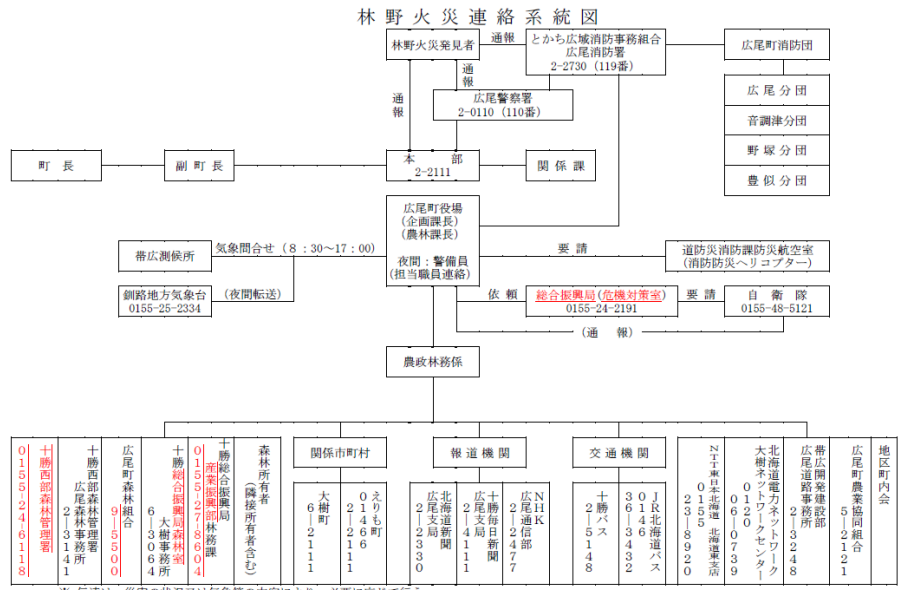
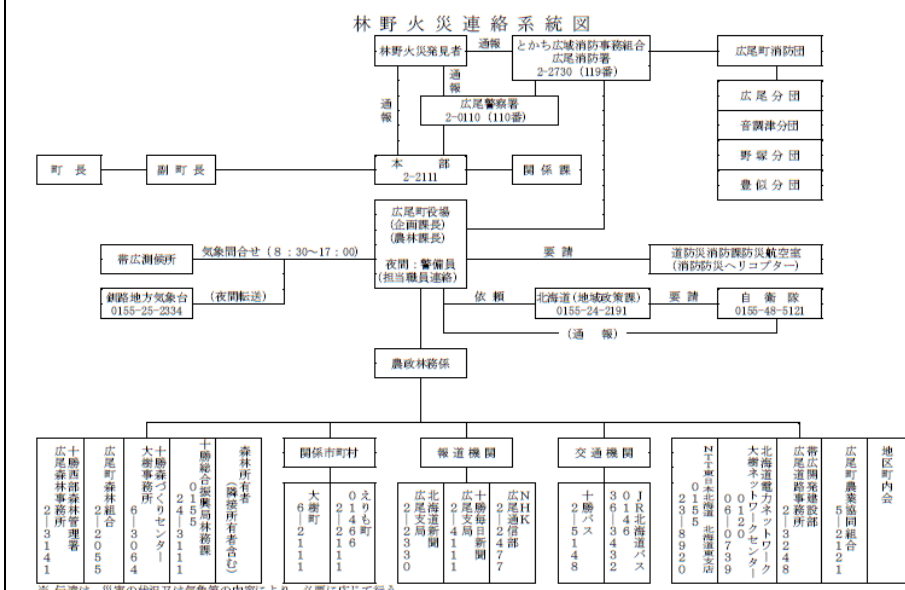
広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
3 町が管理する道路の場合  第4節 危険物等災害対策計画 4 災害応急対策 (略) 別記 情報通信連絡系統図 	3 町が管理する道路の場合  第4節 危険物等災害対策計画 4 災害応急対策 (略) 別記 情報通信連絡系統図 	9-26 北海道地域防災計画を踏まえた修正

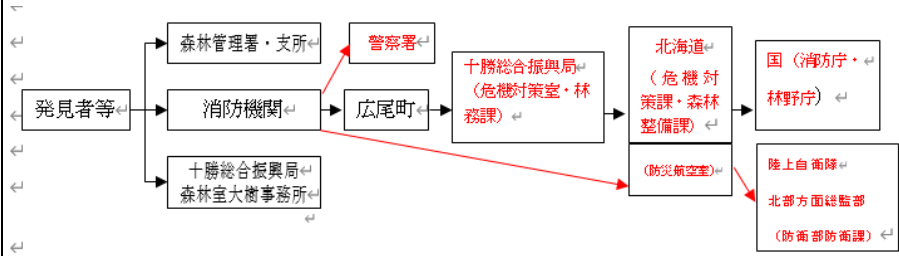
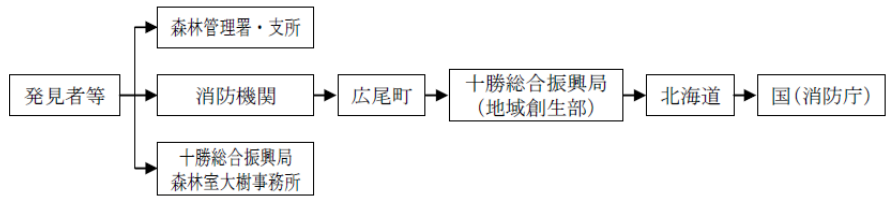
広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第5節 大規模な火事災害対策計画 4 災害復旧 (略) 別記 情報通信連絡系統図	第5節 大規模な火事災害対策計画 4 災害復旧 (略) 別記 情報通信連絡系統図	9-31 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第6節 林野火災予消防計画 3 林野火災対策 (略) 林野火災連絡系統図  ※ 伝達は、災害の状況又は気象等の内容により、必要に応じて行う。	第6節 林野火災予消防計画 3 林野火災対策 (略) 林野火災連絡系統図  ※ 伝達は、災害の状況又は気象等の内容により、必要に応じて行う。	9-34 国・道等の機 構改革に伴う 修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
4 災害応急対策 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野焼失等の災害時における連絡系統は、次のとおりとする。 	4 災害応急対策 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野焼失等の災害時における連絡系統は、次のとおりとする。 	9-35 北海道地域防災計画を踏まえた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
第１０章 災害復旧被災者援護計画 （略） <u>また、被災者等が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることが出来る環境の整備に努めるものとする。</u> （略） 第２節 被災者援護計画 ２ 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 （１）被災者台帳の作成 ア 町は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	第１０章 災害復旧被災者援護計画 （略） <u>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援策を講じるものとする。</u> （略） 第２節 被災者援護計画 ２ 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 （１）被災者台帳の作成 ア 町は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	10-1 北海道地域防災計画を踏まえた修正 10-3 北海道地域防災計画を踏まえた修正